

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年4月26日(月) 開会時間 午後1時00分
閉会時間 午後4時31分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 白壁 賢一 猪股 尚彦 渡辺 淳也 志村 直毅
向山 憲稔 浅川 力三 早川 浩 遠藤 浩
白井 友基 桐原 正仁 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 委員 山田 一功 山田 七穂

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱) 入倉 博文
資産活用課長 小澤 浩 行政経営管理課長 眞田 健康
林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津
林政部技監 鷹野 裕司 県有林課長 斉藤 直紀

議題 (付議事件)

県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

会議の概要 前回4月15日の本特別委員会において執行部より提出のあった「3月23日口頭弁論期日の原告、被告、補助参加人の裁判書類」、「住民訴訟に関する庁内検討経緯」、及び「資料1 住民訴訟対象県有林貸付事務検証のための調査業務委託について」から「資料5 資料目録開示版」までの資料について引き続き質疑を行った。

主な質疑等

向山委員 中間報告に関しての続きの質疑ということで、まず何点かちょっと事実関係を確認していきたいと思っています。まず、県の知事の責任等について、過去に触れられ、この中間報告の中では論じられていますけれども、まず、県自体の責任についてここで明確に触れられているという部分をお示しいただきたいと思っています。

眞田行政経営管理課長 中間報告の52ページ、過去の貸付事務に係る課題についてというところで、8行目でございます。「この背景として」という段落でございますけれども、山梨県においては予算を支出することに対する管理と比較して、所有する財産を処分することに対する管理、具体的には財産をできる限り有効に運用することについて、その重要性の認識が十分でなかったという意見の記述がございます。

予算を支出することとは、言い換えれば、事業を執行することだと思えます。その事業を執行することに対しまして、現在持っている財産を有効に活用し、

歳入を確保するという思いが十分ではなかったのではないかという記述がされております。

また、そこから3行ぐらい進みますと、事前に委員に対して本件各不動産の貸付けの経緯等に関する詳細な資料・情報や法的調査のための時間を与えたことはうかがわれず、この問題について時間と費用をかけて検証しようとする姿勢が十分であったとは言いがたいという記載もございます。そういった点を踏まえまして、県としてこれから対応のほうを、また必要に応じて改善を図っていく必要があると考えております。

また、検証委員会は今年度継続して行われますので、そこでも新たな議論を行いまして、県として改めるべきところ、そういったところも引き続き整理を行ってまいりたいと考えております。

向山委員

今説明いただきました中で、最終的に県のどこにどのような責任があったのか。これは課題という部分で、1ページしかないですけど、これが大きな根本の原因となった。あるいはこういう経過でこういう間違いが起こってしまったという記述が、どう読み込んででもなかなか出てこないところです。

なぜこんな話をするかという、例えば12月9日の特別委員会の中で林務長が「誰も間違いに気づけなかったというのは、どこにその問題があって、その原因は何かということをしっかり検証していきたいと思っております」とおっしゃっていました。それがなかなかこの中で見てとれないです。

さらに言うと、12月10日に林務長はこうおっしゃっています。「まずは県の説明の仕方、それが一番大きな原因だったと思います。あわせて会議の運営の仕方、これも事務局である県の責任であると思います。基本的には県に責任があったのだと思っております」と。こうした林務長の見解と今回の中間報告を含めて、林務長はどのように捉えられていらっしゃいますか。

金子林政部長

今回の中間報告は、前回、資産活用課長が答弁したように、その損害賠償の有無、これを中心に検証をしております。ですので、その損害賠償責任においては、ここに書いてありますように、39ページ、40ページ、特に40ページのところでは、首長を含む公務員個人の損害賠償責任における故意または過失の判断の枠組みは、土地を権原なく占有している者とは大きく異なっているところがございます。こういう意味での責任の有無が中心ですので、それについては法的な判断の基準が違うというのがございます。

先ほどの52ページに戻りますと、要は私が申し上げたようなことが、短い言葉で言うと、貸付に対する事務が不適正であった。ここにありますように、所有する財産を処分することに対する管理の重要性の認識が低かったこととあわせて、森林総合利用協議会の運営方法、これにも言及をされておまして、こういったことが大きな間違いのもとにあったという厳しい指摘をいただいております。

ですので、県の損害賠償ということではなくて、道義的というか、責任としてはここでも厳しく指摘をされておまして、それに関しては真摯におわびを申し上げたいと思っております。

今後、事務改善を図って二度とこのような間違いが起きないようにするための事務やその考え方、こういうものを改めて正していくこと、これが今の私どもにできる唯一のことですので、さらなる検証も踏まえまして、その上で組織的に取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

向山委員

今、金子林政部長からいただきましたとおり、今回の中間報告は損害賠償の

有無がメインであると。今いただいたお話も重要な話だと思いますが、私が聞きたいのは、この間違いをなぜ起こしてしまったのかという結論であって、正直私は読み取れないです。もともとなぜそういうことになってしまったのか。それについては、今後この中間報告だけでなく、これからの検証委員会の中で進めて説明をしていくという考えでよろしいでしょうか。

眞田行政経営管理課長 委員御指摘のとおり、今まで行ってきた対応が適切であったのか、また不十分であったのか、どのような対応をこれから図っていくべきなのか、そういった点につきましても、検証委員会の中の議論の一つの項目になると思いますので、その中で引き続き検討していきたいと思っております。

向山委員 一つの項目ではなくて、すごく重要なポイントです。県の違法無効というものが正しいという観点に立てば、なぜ違法無効になってしまったかという根拠根底が書いてないんですよ。そこが一番大きな問題ですし、これを例えば不祥事に置きかえると、不祥事がなぜ起こってしまったかの検証をしなかったら、検証委員会の必要性がなくなってしまうので、ぜひ検証の結果として違法無効を主張するのであれば、そこは県としてしっかり示さなきゃいけないと思います。

その上で、少し観点を改めて損害賠償の有無についてお話をいただいたので、そこについてお伺いしますが、今回のこの検証特別委員会自体は去年の和解案からスタートをしていると思っております。その和解案の根拠となった説明資料をひっくり返してみました。

12月10日の森林環境部が出した資料です。これは説明資料ですけども、これまでの県の方針について、改めて専門家の意見も踏まえながら検証した結果、現行貸付料が地方自治法第237条2項の適正な対価とはいえないとの結論に達したと。このまま訴訟が継続すると県が敗訴し、判決に基づき歴代知事や賃借人への損害賠償等について県議会の議決を経ることなく実行せざるを得ない可能性が高い旨の代理人弁護士からの助言があったことから、甲府地方裁判所の関与のもと、和解交渉を進めてきたところ、おおむねの合意を得たことから、今回和解条項に係る議案の提出に至ったものと説明をいただいておりますが、この経緯について、当時の足立弁護士から、どのような説明があって、これをつくったか、改めて確認をしたいと思っております。

市川総務部長 和解案提出の前の足立弁護士と私どものやりとりということであれば、今読み上げていただいたとおりだと思っております。

向山委員 歴代知事に責任があって、県が敗訴する可能性が高いというアドバイスがあったと今説明いただいたと思います。

その上で、足立弁護士に二度こちらに来ていただいておりますが、まず12月24日、どのような形で足立弁護士が説明しているかということ、端的に言うと、このままいけば山梨県側に厳しい判決が出るのではないかと考えています。仮に厳しい判決が出ますと、過去の知事の方々に対する責任追及が法的に義務づけられて、議会の先生方の御意見を反映できないこととなります。逆に今お話ししている和解ということであれば、何か法的に義務づけられることはなくて、議会の先生方の御意見を伺いながら、検証委員会の適切な判断に委ねられるということですので、私は訴訟代理人として、本件は、和解によって、この住民訴訟を解決するというのが適切でないかと考えております。

足立弁護士が配った資料で、結論として、判決になれば山梨県が敗訴する可

能性が高い。敗訴となれば、過去の知事等に対する責任追及が法的に義務づけられ、議会の意見を反映できないとおっしゃっています。

重ねて、このように県が負ける、損害賠償請求の義務が生じると足立弁護士は言った上で、議会に和解を迫ってきたところでありますけれども、今回の中間報告を経て、歴代知事に損害賠償責任が生じると考えていますでしょうか。

市川総務部長 和解を審議したときのやりとりは、そのとおりでございまして。一方で中間報告であります。過去の知事の責任について、既にお配りのとおり中間報告がなされたということで、これを踏まえて今後裁判を通じて県の主張を行っていくわけでございまして。あくまでも県の主張はその検証委員会の中間報告なりを踏まえて行っていくものでありますけれども、判決の内容まで結論づけることはできませんし、今その見込みについて改めて伺っているということではございません。

向山委員 それでしたら、足立弁護士が両方にかかわっているということで、この中間報告書を見ると歴代知事には損害賠償請求は生じないと私は読み込めます。であれば、この短期間において法的解釈がこれだけ変更して、それまでは山梨県が敗訴する可能性が高く、歴代知事に責任追及が行くと法的に義務づけられると言っていたことが、この数カ月間でコロッと変わってしまったことについて、足立弁護士はどのように県に説明されているのでしょうか。

市川総務部長 今コロッと変わったと委員おっしゃっていますけれども、まだその時点では検証作業自体はしていないわけでございまして。その敗訴の見込みということから、損害賠償請求の可能性の話をしているわけでございまして。一定程度、膨大な作業ではありましたが、今回検証委員会を通じて、作業をさせていただいたということでございまして、検証委員会の内容については当然のことながら検証委員会の委員長でもあります足立弁護士の見解のとおりだと思っております。これを踏まえて今後訴訟を進行していくということでございまして。

向山委員 コロッと変わったわけでもなく、検証の中でわかってきたと。ということは、検証して、損害賠償責任がないことが本当であるとわかったということだと思います。そうであれば、聞き方を変えますが、当時、その損害賠償責任があるということで、間違った法解釈で議会と山梨県側に説明したことについては、足立弁護士はどのように釈明されてますでしょうか。

市川総務部長 委員のほうから今間違ったということを前提におっしゃっていますけれども、私どもとしては、和解の審議の際に足立弁護士が申されていたような可能性があるというようなことについて、間違ったとは捉えていないものですから、それを前提としたお答えは、なかなか難しいと思っております。

向山委員 当時の説明が間違っただけで言っていたわけではなくて、結果的に間違っただけで言っていることは間違いはないと思います。総務部長、わかりますか。当時は敗訴する可能性が高いと断言をし、和解しろと助言をしていたわけですよ。それが責任はありませんでしたということになったのであれば、まず、今の中間報告のほうの方が正しい判断ということによろしいですね。そうであれば、当時の判断は法的解釈としては間違っていたことになると思いますが、そのことについて、決してだまそうとか間違っただけで言っているのではなくて、当時の法解釈が誤っていた可能性が高いことが今回わかったということ

だと思います。そのことについて足立弁護士はどのように解釈をされているか、どのように説明をされているか、そこをお伺いしたいと思います。

市川総務部長 当時の敗訴の可能性が高いということと、その後、検証委員会の作業を経て、今このような中間報告になっているということで、結果としても、当時の言い方が間違っているとは、私どもも思っていないものですから。

向山委員 そういうことは言っていない。法解釈が間違っていることの意味を聞いています。当時の法解釈が間違ったことが今回わかったわけですから。

市川総務部長 法解釈というのはどういう意味でしょうか。

皆川委員長 向山委員、もう一回質問をお願いします。

向山委員 足立弁護士は、住民訴訟が進行して判決となれば、山梨県が敗訴する可能性が高いと説明されています。加えて、敗訴となれば、過去の知事等に対する責任追及が法的に義務づけられ、議会の意見は反映できない。だから和解をしてくれと。もっと言うと、この法的専門家の意見を踏まえて、和解案に賛成をされた議員の皆さんが多くいらっしゃる。そうであれば、当時、もし、そのまま可決をしてしまっていたら、間違った法解釈のもとで議会の意思が反映をされた可能性が高いと思います。

それが、今回そうではないことが中間報告でわかったわけですよ。歴代知事の損害賠償責任は生じないと。そうであれば、和解案が通らなかったからよかったのではなくて、この特別委員会及び本会議において、しかも県のペーパーの説明資料としてここまでのものが出てきているわけですから、このことについて、当時の足立弁護士の責任は大変重いものだと思いますけども、そのことについて、どのように県に足立弁護士は弁明をされているのでしょうか。

市川総務部長 特段その弁明というものについては、私どもも問いたしませんし、お伺いしてはいないですが、いずれにしても、検証作業前の段階の見解を示して、それに対して理解を求めていたということでございまして、今検証作業を経た結果として、このような形になっているわけでございますので、その過ちをただすとか、そういったことの必要性はないと思ってございます。

向山委員 昨年の和解案のときに、本当に県議会を二分するような議論になって、その根拠として、山梨県が敗訴する可能性が高いということで和解が出てきた。その根拠が今回崩れたことは、その法的解釈を示した弁護士への責任は、どこかでしっかり説明責任を求めなきゃいけないと思っています。執行部としても、議会としても、きちんと足立弁護士にその見解を求める機会をつくるべきだと思います。

その上で、次の質問に移りますが、今回のこの損害賠償請求の責任が生じないとわかったということで、2月定例会で一番の議論となった2億円の着手金の根拠が崩れたと考えています。なぜかという、この2億円の着手金の根拠は、この損害賠償の77億円がその一部になっています。20億円の富士急行への賃料請求、合わせて97億円の2%で約2億円ということでありまして、3月の時点で、あれだけ、歴代知事に損害賠償責任があつて、その判決が確定をして、そこに生じるから2億円が必要だということ、ずっとおっしゃっていましたが、1カ月もたたないうちに、そうでないことがわかりました

と。

では、あの議論は何だったのでしょうか。議会を二分して再議までして、歴代知事に責任があるから2億円が必要だと。県の説明に応じて賛成した皆さんも多くいらっしゃると思いますが、そのことについて、当時予算編成の段階で、足立弁護士に相談をした経緯はありますでしょうか。

市川総務部長 前回の特別委員会でも答弁したので、繰り返しになりますけれども、そもそもこの件について、令和3年度当初予算案として執行部案を上程するに当たっては、足立弁護士とは相談してございません。その上で、関連して申し上げますと、2億円弱の積算の根拠として、77億円という訴訟の規模をはかるものとして置いてある中に、過去の知事への損害賠償請求の金額が入っているということイコール、その時点で過去の知事に対して、県の執行部として損害賠償請求権があるということとは違うことだと思っております。

あくまでも、その予算規模を確定するためには、訴訟の規模を固めないといけないと。令和3年度当初予算を上程するタイミングとしては、その訴訟の規模をはかるものとしては、それしか持ち合わせていなかったのもので、それを使わせていただいたにすぎないということでございます。

向山委員 そうであれば、今この中間報告が出た段階で、予算編成をするものだったら、2億円の計上の仕方が変わっていたという認識でよろしいでしょうか。

市川総務部長 済みません、「たられば」の話になってしまうので、軽々なお答えは差し控えたいと思います。

浅川委員 ちょっと質問が長過ぎます。やめたほうがいいと思います。

皆川委員長 それはおかしい。それは別でしょう。なるべく端的に言ってください。

向山委員 済みません、自分なりに端的であって、質問を短くさせていただきます。もう一度聞きますが、この損害賠償請求の金額が確定をしていなかったら、2億円のその着手金自体は存在をしなかったと私は思います。加えて言うと、和解案については、これが出ていたら当時そのまま進めていたのでしょうか。

市川総務部長 済みません、質問の趣旨がわからないですけれども。

皆川委員長 じゃあもう一回、向山委員。

向山委員 先ほども説明させていただきましたが、そもそも、判決に基づき山梨県が敗訴する可能性が高いということを根拠に和解案を作成したと提案理由に書いてあります。そうであれば、今回のこの結論、歴代知事への損害賠償責任は生じないということがわかっていたら、和解案自体は成立しなかった。県としては和解案を協議することはなかったという認識でよろしいでしょうか。

市川総務部長 和解案を出すときに、この検証委員会の結果が出ていたことを前提とした話になってしまいますので、「たられば」の話について、私どもとしても、和解案は議会にお諮りしているわけですから、その「たられば」の質問に軽々にお答えするのは差し控えるべきだと思います。

向山委員 　いずれにしろ、今回のこの中間報告でわかったことは、和解案の審議にしろ、この足立弁護士の当時に振り返ると、間違った法解釈によって県議会が違う意思を示す可能性があったということと、今回の2億円の着手金についても、その算定をする段階で、損害賠償責任がないとの結論が3月31日に出るのであれば、議会の議決が3月22日、23日に再議、24日ですので、一週間後にはその根底が崩れることが起きているわけですよ。そうであれば、せめて再議をするときに、2億円自体が適切かどうかを、その根拠となる足立弁護士に聞くべきだったのではないかと、そういった面で行くと、県執行部の責任はある程度あるし、一番大きい責任は足立弁護士の部分だと思いますが、その部分についていかがお考えでしょうか。

市川総務部長 　そもそも、先ほども申し上げたとおり、令和3年度当初予算案を上程するに当たっては、特段足立弁護士の意見は求めてございません。私ども執行部として、訴訟の規模をはかるためのものとして、あくまで住民訴訟で原告が訴えている金額を使わせていただいただけにすぎず、上程するときから、過去の知事に対して損害賠償責任があるから、それを根拠にするという考えではなかったということは、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

向山委員 　私は、あれだけ議会の中で議論がされて、しかも再議が即日された中で、その数週間後に、その根拠となる損害賠償責任がないと出てきたので、本当にあの議論は何だったのだろうと考えてしまいました。そうであれば足立弁護士の責任も相当あるし、そこに対してしっかりと確認をして、予算編成も含めて考えてこなかった県当局の責任も一定程度あるのではないかと考えています。
それ以上に、この中間報告による20億円の妥当性等を考えると、大きな責任は、ほかのところにも幾つかあると思いますが、例えば日本不動産研究所についての責任がこの中にはほとんど触れられていません。日本不動産研究所が平成29年、それより前の適正化調査という形で調査をされたのは、さんざんこの特別委員会でやってきましたけども、その責任についてはどのように結論としてまとめられていますでしょうか。

小澤資産活用課長 　この調査報告書の発注の中に、日本不動産研究所の責任云々についてうたわれてはいないので、この中でもそれについて触れられていないものと承知しています。

向山委員 　県としては、この中間報告書を受けて、日本不動産研究所の責任はどのようにお考えになっていますでしょうか。

小澤資産活用課長 　まず、この中間報告の調査業務ですけれども、現在継続中の住民訴訟、こちらの県の主張を補充するということが大きな目的の一つでございます。住民訴訟の中で、日本不動産研究所の責任云々が争点になっていない状況の中で、こちらのほうに触れられていないということですが、そこについては我々のほうでも、まずは訴訟の中で争点となっている部分にフォーカスして議論をしてきたところがございますので、日本不動産研究所について、今どういう責任がある云々ということは、お答えをすることができない状況でございます。

皆川委員長 　向山委員、なるべく端的にまとめてください。

向山委員 　端的にまとめますと、日本不動産研究所に責任があると思います。そこにつ

いてはしっかり県も問いただすべきだと思いますし、県議会でもしっかりと見解を聞くべきだと思います。

歴代知事の責任についてですが、過去の特別委員会では、後藤元知事及び横内元知事の御遺族の方には、過失責任がないと弁明をされていますが、今回、過失責任があると認定をされています。賠償責任はないが過失責任はあるというふうに私は読み取りましたが、このことについて、この調査業務の中では歴代知事及び遺族の方々はどのように回答されていますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 この検証の過程の中で、各知事さんからの意見は承っております。その回答内容も考慮しながら検証を進めております。

皆川委員長 まだ答弁ありますか。

眞田行政経営管理課長 済みません、訂正をさせていただきます。

聴取を行ったのは、山本元知事と後藤元知事、お二人となっております。

向山委員 端的に言うと、恐らくここに書いてある報告内容と、これまで特別委員会に出ている両知事、遺族の方との見解の相違が生じていますので、ここも委員会として確認が必要だと思います。

もう一点、細田弁護士及び不動産鑑定士の責任についてですが、細田弁護士はこの聴取についてどのようにお答えしていますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 この中間報告につきまして、細田弁護士からの意見は承っておりません。

向山委員 なぜ聴取しなかったのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 この中間報告におきましては、住民訴訟関係の対応の補完ですとか、今後のあるべき対応の方法、そういったものを検討、検証するという目的で行っていたものでございまして、その検証の中で細田弁護士からの意見の聴取は行っていなかったという経過がございます。

向山委員 一般的に考えて、これまでの法解釈が正しいと思ってやっていた弁護士さんが変わって、そこが、法解釈が違ったとのことであったときに、歴代これに携わっていた顧問弁護士、訴訟代理人の弁護士の意見を聞かない調査業務なんてあり得ると思いますか。一般感覚からすると、何で細田弁護士に聞かなかったのか。それは足立弁護士の裁量なのか、県として聞く必要がないとの判断されたのか、どういうところでしょうか。

眞田行政経営管理課長 発注に際しての業務委託の仕様の中では、過去対応していただいた細田弁護士からの聴取や経過の確認は、業務の内容には含まれておりませんでした。

向山委員 端的に言いますが、細田弁護士の見解を聞くべきだと思います。県としても聞くべきだと思いますし、特別委員会としても聞くべきだと思います。加えてそれは不動産鑑定士の方々も同じだと考えます。

一つ、この後藤元知事のところで気になりましたが、さまざまな経過がありますが、特別委員会の中で出てきた、例えば小越委員が当時質問をしたところ

については全く触れられていません。恐らく自分が知る限り、過去の経過の中で、市町村の交付金など、今回のポイントに合った質問を一番細かくしていたのは小越委員のところですか。その質問があったにもかかわらず、それを反映しなかったのは、検証していて書いていないのか、それともしているのか。

もう一つ、平成26年当時に、知事になる前の後藤さんと、長崎後援会で結んだこのことについても、この検証委員会の中で調査をされているのか、その2点についてお伺いします。

小澤資産活用課長 小越委員の委員会質問におけるやりとりについては、検証委員会の資料として足立弁護士ほか3人の委託先に資料提供をして、検討していただいているものと承知しております。

また、当時の後藤議員と長崎、当時は国会議員時代のやりとりでございますが、書き物とか、報道とか、そういうベースでしっかりと検証に足るものについては、当然足立弁護士に資料提供して、内容を検証していただくことになってはいますが、済みません、ちょっとそこについては、我々のほうとしても、こういう話があったというレベルだと、資料提供することができないこともございましたので、結論としては、そこについて検証はしていないということになるかと思えます。

向山委員 何を言いたいかという、今回の問題については、後藤県政が始まる前から、かなり細かく的確にわかっていたことでもあります。それを後藤県政が始まった中で、契約更新の際にも議会で議論になっていた。その細かくなっていたところも反映をせずに、間違った契約をしてしまったということであれば、大変大きな責任が後藤県政時代にあったであろうと推察をされます。そうであれば、そこについてしっかりと明記をする、あるいは歴代知事等に相当な責任があったということになると思いますが、そこについてもなかなかこの中では、文言上はありますけども、読み取れない部分もあるということで、後藤元知事の弁明、意見等をしっかりと本特別委員会でも聴取をする必要があると思っています。

また、この中で、天下り調査が入っていませんが、それは何かあるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 中間報告の中では51ページのところで項目だけは書いてございます。3山梨県と富士急行の癒着の有無等というところがございまして、ここところが、退職された職員の方々や、個人の名前が出てくる記述があるところで、今回お示しができませんが、今後裁判の進捗状況を見て、どのような形式でここをお示しできるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

皆川委員長 もうそろそろまとめてくれる。

向山委員 はい、まとめます。
天下りは個人情報でしょうか。

眞田行政経営管理課長 どこに就職しているのか、公表されている職員の方もいれば、公表されていない方もおります。その点も含めて、個人情報の取り扱いがありますので、全体としては現段階でお示しができませんが、今後検証委員会で表現の仕方などを検討いたしまして、公表できるものは公表してまいりたいと考えております。

向山委員 今回の調査の中に天下り調査も入ったことは、大きな部分だと思います。長崎知事が天下りの部分にも大きくメスを入れるきっかけだと思いますので、そこについては、今後しっかりと県として向き合っていただくことを期待したいと思います。

いろいろ質問させていただきましたが、まず、いろいろわかってきた中で、今回の中間報告を受けて、参考人として改めて意見を聞くべき方が多くいらっしゃると思っています。

例えば、細田弁護士については、この報告書の調査の中ですら聞いてないとのことですので、ここについてはしっかりとお伺いをする必要があると思います。加えて、平成28年当時、これは1月18日の資料要求で出てきているものですが、当時の後藤県政時代に、細田弁護士に法的な見解を求めている。加えて、不動産鑑定士の小川不動産鑑定士、西川不動産鑑定士、この2名にも聞き取りをした上で聞いている。その上で今回の契約が、県の見解に立ち返れば、間違った契約をしてしまっているということでもあります。この2人にも調査業務の中で聞いていないとのことであれば、この特別委員会で聞くしかないと思っています。細田弁護士と2人の不動産鑑定士、加えて歴代知事また遺族の方に聞く必要があると思います。そして、一番大きな責任は、これまで何十年にもわたって多額の県税を投入して資産価値をはかってきたにもかかわらず、間違った提示をずっとしてきた日本不動産研究所。この日本不動産研究所にも、この特別委員会として明確に見解を示していただく必要があると思います。

そうした参考人の聴取をしっかりと求めるとともに、前回早川委員からもありましたが、今後、高度な法令解釈に入っていきますので、この高度な法令解釈を、法曹資格を持っていないこの特別委員会の中で、どこまで議論ができるかということもあると思います。そうしたときに、議会基本条例の第10条に専門的知見の活用等というのがあります。議会は議案の審査または県の事務に関する調査を効果的に行うため、必要に応じて専門的事項にかかわる調査の委託を活用するとともに、学識経験を有する者等で構成する調査のための組織を置くことができるということで、この高度な法令解釈を、委員会、議会としてしっかり専門家の方に諮問をして、結論をいただく時期に来ていると思いますので、参考人招致と専門家委員会、この2点を要望して終わります。

皆川委員長 ただいま参考人の招致につきまして、細田弁護士、小川不動産鑑定士、西川不動産鑑定士、それから歴代知事の書面が欲しいということですか。意見が欲しいということですか。

向山委員 できれば、参考人で来ていただければと思います。

皆川委員長 それで、日本不動産研究所の参考人招致の要望がありましたけど。

浅川委員 今係争中だから、そこまで我々が立ち入ることが必要ですか。これは真剣に考えないと大変なことになる気がします。係争中ですよ、今。

皆川委員長 これは係争中とは異なる。

浅川委員 これは要するに、それはよくわかりますけれど、それが裁判の材料になったりいろいろすることは、私はちょっと反対です。

向山委員 済みません、浅川委員のおっしゃるとおりだと思いますが、これまでの法解

釈と変わらずきていけば全く問題ないと思いますが、先ほどの質疑の中で判明したとおり、昨年11月、12月段階の足立弁護士の考え方と、現在大きく変遷をしてくれています。こうした中で、これまでの法解釈のどこが筋が通って正しいものだったのか、議会としてもしっかりと審査をしなければなりませんし、訴訟追行上の影響かどうか最終的に判断をするのは裁判所にありますので、議会でみずからストップしてしまうことが本当に議会の議論の中での権能を果たしているのかというと、私はしっかり議会の中は議会で議論をする。しかもそれだけ法的な解釈の変遷があるのであれば、そこについてもしっかりと議論をしていくことが必要ではないかと思えますし、間違った法解釈かどうかではなくて、この中間報告自体の捉え方を、その中でやるということが必要じゃないかと思っています。

白壁委員

森林総合協議会で、素人の集まりが、このものについては正しいか正しくないか、継続していいか悪いかを話し合ったよね。そのときの法的解釈については、当時の顧問弁護士、もしくは不動産鑑定士の皆さんの意見を聞いて、ああ、そうなんだって納得して、後藤元知事のときには、議会でもいろいろ問題が出たから、詳しく通常の間よりかけてやったよね。でも、この細田弁護士が持論を述べられて、ああ、そういうものなんだってことで納得して継続された。

そういうことであれば、細田弁護士の意見を聞くのではなくて、説明責任を果たしてもらわないと、当時出ている人たちは責任持てないよね。この話をもとに戻すと、足立弁護士が、皆さんが和解をしていただかないなりません。どうしてですか。論理必然的に裁判の過程で敗訴が決定しました。ああ、そうなんだって言って、そっちへ賛成した人たちを、そのときはそのときの考えでやったなんて、ライセンス持っている弁護士としては責任が浅いねっていうやつだね。急に今変わりましたと。そのときには皆さんだまされたってことになっちゃう。この責任重いよ。そのとき私はそう考えていました。それじゃあ弁護士としてのライセンス持っているもんね。ということは、これを今度元へ戻すと、52ページのところに書いてある森林総合協議会で法的解釈を求められました。そうしたら、細田弁護士が、これこれこうです。今までのものが合っています。ああ、そうですか、先生っていうことで決まっているんだよ。

ということは、細田弁護士からも意見じゃない。ページを設けて検証するぐらいのことをしないと、その責任のありかがどこなのかということ、ちゃんと検証しないと。だから、向山委員はそう言っていると思うよ。これについてどうだろうか、総務部長。

市川総務部長

はい。御意見として承りますけれども、今の時点で直ちに、その検証委員会の中で追加的にその議論すべきとか、そういったところというのは、今の時点では持ち合わせてございません。

白壁委員

だからぜひ呼んでいただいて、意見を聞くのではなくて、しっかりとその説明責任を求めたいということです。

浅川委員

さっきから言っていますが、今係争中だから、過去にさかのぼっていろいろ質問することは、裁判に影響する、私はそう思います。ですから、過去の部分を、裁判所じゃないんだから、しっかりと検証する部分はわかりますが、裁判の結果を見ながらやっていくほうがよろしいかと思えます。

皆川委員長

裁判は裁判だけど、この委員会は委員会ですからね。

土橋副委員長 私は、委員長に質問があります。今、浅川委員の言ったこと、まさにそのとおりだと思っております。裁判中であるし、結果がどうなるのかもまだわからない。これは和解ではなくて、裁判にしろと言ったのは議会であって、裁判をしている最中に、この話し合いをしている。委員長、この会議をしている内容をどういうふうに反映して、どうしていきたいのか、それを聞きたいと思いません。

皆川委員長 この委員会は、県有地の貸付に関する問題について幅広くやっているわけですよ。調査、検証して、検討しているから……。

白壁委員 議会基本条例にのっとって。

皆川委員長 そうそう、議会基本条例にのっとって。だからこれは裁判とは別だから。裁判は裁判で進めてもらえば結構なことだよ。

土橋副委員長 和解がだめになって、それで裁判になったときに、じゃあこの委員会はもういいんだねという話をしたら、今まで富士急行以外の話は全く出てきていないのに、県有地の話だから富士急行だけではないと。大勢で、バスでずらずら行って、借りている人たちを、もしこれで上がるとあなたたちも上がるかもしれないが大丈夫かとおどかしに行っただけで……。

皆川委員長 おどかしっていうのは、ちょっと失礼だ。

土橋副委員長 それ以外の話は、ここについてはどうしようではなくて、今やっているのは、富士急行のことばかり。

皆川委員長 ちょっと今のおどかしっていうのは、我々がおどかしているようで、それはちょっと訂正したほうがいいんじゃないですか。

土橋副委員長 私が聞いていたら、これで富士急行が上がるとみんなも上がる可能性もあるけれど、そうした場合はどうしますかっていうことを必ず言っていたから、上がるかどうかかわからないのに、こんなこと言っているのかなって私なりに感じたということです。

皆川委員長 おどかしっていうことは撤回するね。

土橋副委員長 はい。おどかしじゃなくて、そんな言い方しているのかなと、富士急行が上がればみんなも上がるなんて言いに行っただけで、その会話はその後どこにも出ていない。例えば静岡県まで行っただけで、静岡県がどうなっているかなんていう話も全然出てこないし、やっていることは富士急行の話ばかり。今一番私が言いたいのは、世間では緊急事態宣言が出て、コロナに気をつけろと言われていて、これだけの人が集まって、短時間でなく、一人だけでも40分も話して、本日ももう1時間たっている。こんな長い会議をやることは、コロナ対策においても県民の人たちが議会の人たちは大丈夫かと言われると思いません。裁判所の結果が出てからでもいいと思います。

渡辺委員 県有地全体に関する考え方が県として大きく変化している中で、訴訟のこと

もですが、知事も、準備書面が県の考え方の成果物だとの発言もされております。その中で、県有地を県としてどのように有効に、適正に貸し付けるかを、やはり議会としても真剣に検討していかなきゃならない。その中で、ほかの県有地についても伝え聞くところによると、どうやら不動産鑑定評価もして、賃料の改定に向けた準備を進めていらっしゃるような話もお伺いしています。

そんな中で、県が以前に考えていた考え方、そしてそれがどのように変わって、現在こうなったのかについて、やはり議会としてさまざまな見地から御意見を伺うことは、私はやるべきだと考えています。

臼井委員

まず、先ほど向山委員から、歴代知事の法的な責任の有無についてということで、私も和解案に賛成した一人ではありますが、決して歴代知事の法的責任の有無だけを取り上げて賛成したわけではないので、聞こえ方によっては、ほかにまだ二分して十数人の方がいらっしゃると思いますので、決して歴代知事云々ということだけではないということだけは、一言冒頭に申し上げておきたいと思っております。

それと、せっかく今こういう議論が出てきましたので、私なりの考えを述べさせていただきますと、この検証委員会について、どこを着地点にするのかは、一つ明確にされてもいいのかなという思いは持っています。もちろん、これは富士急行の問題だけではなく、県有地を借りている方が多くいらっしゃいますので、どこをどういうふうにするのかを明確にさせていただいて、その中で、例えば参考人の方、あるいは議会基本条例にのっとって、どなたか専門的な見地でということも否定することでは全くありませんけれども、誰が適切なのかということも、もう少しここだけではなくて、議論を深めて決めたほうがいいのかも思っています。

また、参考人の場合は、通常の答弁と違って、聞くところも範囲が限られていると理解しています。どういうふうにかかれていたか、ちょっと覚えていませんが、参考人招致のやりとりの中では、たしか制限があったと思いますので、そういったことも踏まえて、どういうふうにするべきかを、もう少しこの特別委員会の中で議論をして、決して一つの方向だけではない意見もあるということも前提で、先のやり方を決めていったほうがいいのかという思いで、発言させていただきました。

皆川委員長

特別委員会は、富士急行だけに限らず、山梨県が貸し付けている県有地全般について調査、検証するとの目的で設置されておりますので、まだ、これはここでやめるとかいう話じゃないですよ。あなたが言うように、まだ県有地は現実にいっぱいあるわけです。それに対してこれから我々が検証、調査しなきゃいけないんですよ。

そういった意味では、着地点といわれると、それが終わるまででしょうね。富士急行だけが終わったら終わりじゃないということだね。最終の目的がそうだね。

臼井委員

一言だけ済みません。訴訟のことで係争中云々という話もございましたけれども、私も素人ですので、例えばその裁判でどういうふうにかいったことが影響するのか、関係ないと理解していますが、特別委員会と裁判が関係ないことは、そうかもしれませんが、それがどういう影響を及ぼすことなのかということもちょっと聞いてみたい気はいたします。

というのも、特別委員会のやりとりの中で、訴訟迫行上答えられないということが多々ありますので、それを繰り返していても、これが建設的な意見交換

なのかなのか、検証なのかなのかということもあわせて、委員会でそのプロセスも含めてですけれども、着地点を決めていただけるとありがたいと思っています。

猪股委員

大事な協議だと思います。これは疑問があるから質問するんです。疑問があるから長引くんです。だから、先ほど向山委員が言われたとおり、ここまで何をしてきたのかなっていうことを個人的に感じています。答弁がしっかりいただければ、それ以上突っ込む必要もなければ、裁判中とか係争中とかの問題もありますけれど、できるだけ前向きな質疑をしていくことも大事ではないかと思っています。また、先ほど臼井委員が言われたとおり、県有地の問題は、早く解決して、次に進まなきゃいけないことだと思っています。だから、その辺の答弁をしっかりしていただきたいし、答えられない面は答えられないということはわかっています。ただ、先ほど来言っていることで、今までの流れが変わってきている中、このままでいいのかなどうか、そういうことを全然振り返りもせず、弁護士が方向転換してきたり、いろいろしてくることに對して、何も質疑もないなんていうのはおかしいと個人的には思います。だから、その辺で県にお願いですが、できるだけ前向きな答弁をしていただいて、進められるべき努力をしていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いします。

飯島委員

この特別検証委員会、委員が6人ふえて16人になって、本日も活発な意見が出て、これがまさに議会だと思います。もちろん、簡潔なやりとりがあつて答えが出ることは、喜ばしいわけでありますけれども、それぞれいろんな意見もあるし、情報も考え方も違う、これは当然です。だからこそ議会がある。私はまさにこの議会の真骨頂を今やっているといます。

ここまで長くなったのは、理由があるんです。冒頭向山委員から発言がありましたように、考え方が変わっているんですから、それに対して理由がわからなければ、当然質問が出るのは当たり前です。時間をかけるのは当たり前じゃないですか。これは県議会の仕事ですよ、はっきり言って。ですから、小越委員が議会は知事の追認機関じゃないとおっしゃるのは当たり前です。

もう一つ、司法は司法でももちろん三権分立で尊重しなきゃいけないけれど、議会は、司法をやるまで指をくわえて見ていていいんですか。議会の存在を否定するものですよ、だから、私はもっともっと議論を重ねていい方向にいかなければ。県民はこれを見ていますよ。

遠藤委員

今、さまざまな意見をいただいて、それぞれ皆さんの主張は的確だと思います。そういう中で、この県有地の委員会は全ての県有地の問題とのことであります。また、もう一つは、今、裁判係争中という部分もあつて、こういう委員会あるいは議会で発言した内容は公然性があるので、すぐに報道に出ていくということもあります。これが裁判とどういう関係があるかということも、まだわからないわけでありまして、そういう中で、皆さんの意見を聞きながら考えましたのは、裁判がある程度終結するまで、この件に関しては一時参考人に関しても慎重にすべきだろうと思います。なぜならば「たれば」の発言が多く、また、訴訟進行上であるので答弁が明確にならない部分があるので、そういう中でいろんな仮説や議論がひとり歩きしてしまう可能性が高い。

先ほども申し上げたように、公然性がある議会でありますから、この辺は慎重にすべきだろうと思うので、県有地、このことに中心を置いていく方向転換をしていく必要があるのではないかと考えました。

志村委員 済みません、私もきょう質問を用意しているので、参考人の確認のところに戻っていただきたいと思いましたがけれども、いろいろな意見が聞けて、これはこれで非常に貴重な機会だと思いました。

ただ、裁判も仮説と仮説、主張と主張のぶつかり合いですから、私たちは今県が提示しているこの調査特別委員会に出された裁判での準備書面、中間報告も含めた、この資料に対して質疑をしていくことは何ら問題ないと思いますので、先ほどのところに戻っていただければと思います。お願いします。

皆川委員長 それじゃ、いいですか。向山委員の参考人招致につきまして、細田弁護士、小川・西川両不動産鑑定士、歴代知事、日本不動産研究所についての参考人招致につきまして、ただいま何人か異議がありましたので、お諮りしたいと思います。

参考人招致に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

皆川委員長 起立多数でありますので、参考人招致をしたいと思えます。それでは続けます……。

(「もう一個ありました」の声あり)

皆川委員長 もう一個の専門家の話は委員長に預からせていただきます。いろいろ検討する必要がありますから。

ただいま決定されました参考人招致の日時等の決定につきましては、委員長に委任を願いたいと思えます。御了承願います。

それじゃ休憩に入ります。再開は2時25分といたします。

(休憩)

皆川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を継続します。

渡辺委員 この中間報告書は、本来フルスペックのものがあって、個人情報等により非開示になっているとのことですが、私たち議会は、この中間報告書を初めとしたこの6,600万円が果たして適正なのかを、これから審議していかなきゃならない中で、やはり一部分だけでは、それが6,600万円の対価の成果物として妥当か否かについて判断できないと思えます。

いずれ、全面的な開示をされるという御答弁をいただいておりますけれども、おおよそいつごろになるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 現時点では、明確にいつまでということは少々答えにくい状況がございまして、やはり裁判の進捗状況に応じて、適宜判断をさせていただくことになろうかと思っております。

渡辺委員 この6,600万円が妥当だったか否かについては、やはり議会として判断をしていかなければなりませんので、可及的速やかに状況を見ながらお示しいただかないと議会としても判断できないので、お願い申し上げたいと思えます。

その中で、昨日の委員会でも質問をさせていただきましたタイムチャージの

積算ですが、昨日の答弁では、足立弁護士が、これが適正だからそのまま出していいよという話と、さらに、契約を交わしたときに、日報等の提出を求めているからこれでいいという趣旨の話でしたが、この積算が果たして正しいのかどうかは、我々としてもわからないんですね。足立弁護士がいかに正しいから出していいと言っていたとしても、果たしてこの作業時間で行われているのかどうかを検証しなきゃならない義務が我々にはあると思います。

通常、弁護士にタイムチャージをお願いする場合には、基本的に時間単位で細かく管理していくのが、依頼者として当たり前のことだと思います。そうでなければ、弁護士費用が膨れ上がってしまいますので、そういう観点から、足立弁護士がこれは正しいから、そのまま出していいですよと言った以上、それだけの自信があるのであれば、そういった日報や日々の管理を書面か何かに残していращやるとは思いますけれども、そういった確認はされたのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 昨年この業務委託を発注するに当たりまして、日報的なものを求めるとの取り扱いはなされておられませんので、日報的なものが存在するかという点につきましては、確認をとってございません。

渡辺委員 先ほど申し上げましたとおり、普通であれば弁護士にタイムチャージをお願いする以上は、依頼者として本当にその時間に作業していただいたかどうかを確認しなきゃならないと思います。県としてそういったことを議会に執行部として説明する責任もあるかと思しますので、そういったことを足立先生初め、これを再委託された2名の弁護士の先生も含めて3人の弁護士の先生に、そういったことを求めたほうが私はいいと考えています。議会に対する説明責任を果たす意味もあると考えますがいかがでしょうか。

眞田行政経営管理課長 繰り返しになりますけれども、契約締結時にはそういったことを求めておりません。また、この業務委託の検収自体は3月31日に既に終わっており、検査結果についても既に通知を差し上げている状況ですので、現状では追加の確認というものは考えておりません。

渡辺委員 県として、足立弁護士が出した積算内容が正しいと判断され、検収もされたということだとは思いますが、私にはこれがどうしてそういうふうに正しいと判断されたのか、全く納得ができない。例えば、いただいた資料3に積算が書いてありますが、各種項目に従って作業時間が割り振られると思いますが、これを一概に見ても、正直なところ、ほとんど全てにいろんな関連性があると思います。この項目については105時間とか、この項目については100時間と、こんなにきれいに分かれる内容ではないと思います。共通している部分も多様にあって、これを一見して見ただけで、これが正しいと判断できる材料にはなり得ないと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 先日お配りした資料3の1ページにつきましては、県のほうで取りまとめた資料でございまして、先日お配りしました資料3の4ページのところが、こちらから契約締結時に請け負っていただきました足立弁護士にお示した様式で、報告が来ているものでございます。県から、契約締結時にこの様式で業務完了後報告をしてくださいとお示したものでございまして、この様式に基づき足立弁護士からは、この項目について何時間かかったという報告がなされております。

中間報告書の記載内容ですが、住民訴訟においては平成9年からのことが問

われておりますけれども、それを全て検証するには、昭和2年までさかのぼって全ての歴史的な背景を整理しなければいけないということで、そういった膨大な資料からいろいろな事実関係を確認等しております、そのような作業をされているところも踏まえまして、業務内容については適正であると判断をしているところでございます。

渡辺委員

1ページでも4ページでもどちらでも一緒ですけれども、仮に4ページだとして、上から4行目に現契約（平成29年以降）、そして前契約（平成9年から平成28年）について分けられておりますけれども、果たしてこれが脈々と続く90年にも及ぶ契約をこの期限で切っているわけですからけれども、共通する部分が多くあって、足立弁護士がこうやって切り分けているところについてもよくわかりません。足立弁護士が60時間、現契約について作業をした。前契約については10時間作業をしたとありますけれども、議会に対して、これはこのとおりですと、足立弁護士がこの作業をしましたと、執行部として説明責任を果たしていただきたいと思っておりますけれども、これだけでは説明責任にはならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

眞田行政経営管理課長 足立弁護士からいただく報告については、契約に取り決められている委託業務実績報告書に基づいて報告していただく形をとっておりますので、それに伴いまして、出てきた成果物等を確認し、この作業時間は適正であるとのことで、3月31日付で検収をしておりますので、検収は適切であったと考えております。

渡辺委員

いや、この6,600万円については、流用によって執行されていますので、我々は予算の審議すらできてない、これが適正だったか否かを予算段階で判断することができなかった事案です。今まで議会に対して丁寧な説明をしていくと、執行部の皆様は口々におっしゃっていましたが、今の答弁の内容が、私には丁寧な説明、議員の皆さんに納得いただける説明だとは到底思えませんけれども、しっかりと議会に対して説明責任を果たしていただきたい。そのためには、やはり、足立弁護士からしっかりとした裏づけとなる日報なり、タイムカードなり、業務詳細なりを提出していただかないと、これは判断できませんけれども、そういうおつもりはあるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 一般的にある人を雇用したことに対して、直接補助をする事業の場合、特定の人が何時間働いたなど、そういったものを求めることはあるかと存じます。しかしながら、今回の業務委託については、成果品、中間報告書の内容、そういったものが仕様にのっとっているかどうか、この業務委託の検収の一つのポイントでございます。そういったところをあわせまして、中間報告書の記載内容は、仕様に基づきなされているということでもあります。

また、このような業務、中間報告書の作成に当たっては、このくらいの時間が必要であるというところをあわせもって検収を行い、業務は適切に行われたことを確認している、そのような認識でおります。

渡辺委員

答弁がかみ合わなくなってきましたが、やっぱりこれだけだと、私はこの6,600万円の対価として、この成果物が妥当か否かの判断は極めて難しいと考えます。

次の質問に移りますけれども、この中身のほうですけれども、中間報告書の8ページの部分、17行目ですね。有価証券報告書を大きな材料として取り上

げられている部分ですけれども、この中で、17行目には、富士急行の有価証券報告書の昭和41年度から45年度は入手できていないとの括弧書きがありますが、なぜ入手できなかったのですか。

眞田行政経営管理課長 当時、検証委員会を開催している期間については、なかなか入手ができなかったとの報告が来ているものでございます。

渡辺委員 私の記憶が確かであれば、有価証券報告書は、国立国会図書館で閲覧できるかと思えますけれども、なぜなされなかったのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 当時の詳細な経過については、把握してございません。申しわけございません。

渡辺委員 そういう不明確な答弁をいただきますと、国立国会図書館に行けば閲覧できるものを、何か恣意的にここだけ外して、わざわざ入手できないところに書いてしまうこと自体が、何か理由でもあるのかなど不思議に思うところではあります。なお、もう一つの手段としては、富士急行に資料請求等をなされればよかったと思えますけれども、それもなされなかったんですね。

眞田行政経営管理課長 資料要求についてはしておりません。

渡辺委員 この調査報告書を作成するに当たって、後ろのほうのページに山本元知事ですとか、後藤元知事に対してヒアリングをされていますよね、聴取事項として。そうであれば、ここは故意過失を歴代知事のみならず富士急行、補助参加人のものも論じていらっしゃると思いますので、同じように富士急行に対するヒアリングも行うべきだと思いますが、非開示の部分かもしれませんが、そもそもヒアリングは行われたのですか。

眞田行政経営管理課長 富士急行に対するヒアリングは実施しておりません。

渡辺委員 資料の請求や要望もせず、ヒアリングもせず、この中間報告書では歴代知事と富士急行に対する故意過失を論じていますけれども、何ゆえ富士急行、補助参加人に対しては、そういったヒアリング等を行わなかったのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 住民訴訟の経過の中で、既に裁判の中でいろいろとお互いの考え方を主張し合う関係性もございまして、直接お問い合わせさせていただいても、なかなか明確な答えを入手することが難しいのではないかと、そういった判断がなされたと認識しております。

渡辺委員 それをおっしゃるのであれば、歴代知事も住民訴訟の対象者となっておりますので、補助参加人と全く異なることはないと考えています。ヒアリングさえすれば、有価証券報告書の入手できなかった部分も入手できたでしょうし、また、故意過失の部分について論ずるに当たっても、歴代知事からヒアリングを行っているのであれば、富士急行からも行ったほうが、裁判の勝敗ではなく、真実を追求するとおっしゃっていらっしゃるのです、それに資するはずだったと思いますが、この両者の違いを私は不合理に思いますけれども、どうしてこのような結果になったのですか。

市川総務部長 資料1にもございますけれども、今回検証委員会を進めるに当たって、やはり調査業務の委託をさせていただいたわけでございます。その中では、富士急行の責任の確認の中で、必要に応じ、富士急行を含む関係者に対する意見聴取ということも書かせていただいております。この調査業務委託の段階については、行わなかったわけですが、引き続き検証委員会は行われますので、今の委員の御意見につきましては、検証委員会の運営にもかかわることですので、また検証委員会の委員の先生方とも御相談させていただく必要はあろうかと思っております。そのため、この時点でするかしないかについてお約束するのは避けたいと思っております。

渡辺委員 歴代知事からは意見を伺って、富士急行からは意見も伺わずに、この中間報告書が作成されたと。しかもその中では、歴代知事の故意過失は法的責任を問えるまでは認めていない中で、富士急行に対しては損害賠償請求を県が有する、あるいは不当利得返還請求を県が有するとの結論をつけられていることを踏まえて、私は先ほど申し上げたように、不合理ではないかと考えますが、何ゆえ、契約の一方の当事者である歴代知事でさえ法的責任を免除されているにもかかわらず、もう一方の借借人である富士急行に損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を県が有するという結論になっているのか、改めてお伺いします。

市川総務部長 済みません、繰り返しにはなってしまいますけれども、富士急行に対する意見聴取につきましては、今後の検証委員会の運営の中で検討すべき事項だと考えてございますので、するかどうかも含めて、検証委員会の委員の先生方に御相談したいと思っております。

渡辺委員 ぜひ相談していただいて、公平公正な立場にある県として真実の追求に資する委員会運営をしていただきたいと思います。
この中間報告書ですが、今後検証委員会を進める過程の中で、結論が変わっていく可能性があるということでもよろしいでしょうか。

真田行政経営管理課長 既に準備書面を提出しておりますので、基本的には県の主張が変わることは、現時点では全く考えておりません。ただ、検証を進める中で、新たな事実などが出てきた場合は、その考え方を補強するような考えのものは出てくる可能性はあると考えております。

渡辺委員 基本的な考え方の中に、富士急行の故意過失が法的責任を問えるほどにあるかどうかというところが含まれるかは何ともいえませんが、その考え方が変わらないのであれば、ヒアリングを行う必要が果たしてあるのかどうか、私は少し疑問に思います。
その中で、歴代知事の法的責任がないと位置づけて、補助参加人については法的責任があると位置づける中で、この中間報告書に書いてあるとおり、占有の権利がない方が占有している場合は、その故意過失が推定されるとの考え方に基づかれていますけれども、この基本的な考え方は、素地で賃料を算定し、長年にわたって借りているほかの県有地の方々にも適用される考え方ですか。

小澤資産活用課長 今の中間報告にある考え方は、基本的にこの住民訴訟の対象となっている富士急行の貸付地に対して検証した結果でございます。そのほかの県有地、県有林については、富士急行だけでもこれだけ長大な内容を検証した結果でございますので、今の時点で全て同じように当てはまるとの結論は出ておりません。

渡辺委員 いや、それだと区別がおかしいと思います。ここには、県の基本的な考え方が書かれている部分が多いと思います。その考え方については、現有権原がない占有については、故意過失が推定されるという部分については、ほかの県有地にも当然及ぶと思います。そうでなければ、富士急行だけに対してこれを適用するのは、おかしくなると思います。さきの歴代知事の責任追及と富士急行の責任追及の考え方を変えているわけですから。県有地の賃借人に対する考え方は、これをもとにしなきゃおかしくなると思いますが、いかがでしょうか。

小澤資産活用課長 この住民訴訟の対象となっている富士急行山中湖別荘地に関していうと、地方自治法に定められた適正な対価ではないという我々の主張の根拠として、この中で何点か主張をしているわけですが、そういった材料を全部この中で検証した結果、地方自治法の適正な対価ではないゆえに違法無効なのでの結論に達しているわけですけれども、全ての県有地に同様の結論になるかは、少なくともこの中間報告の中では判断していない、評価していないという意味で、この考え方自体が、全てのところに適用になるとは現在のところ言えないという認識であります。

渡辺委員 県が行う県有地の貸付ですから、不平等がないようにしっかり適切に、適法に運用していただきたいと思う中で、そもそも、県が森林総合利用協議会に諮って適正だとして、そして、日本不動産研究所に委託して適正化調査も行って、この契約はずっと続いてきました。県の提示した条件に基づいて補助参加人は契約を締結しております。そういう前提がある中で、この報告書を読みますと、そういった前提があってもなお、補助参加人いわゆる賃借人は、この契約がいわゆる全ての法令上適正なのか、あるいはこの価格について適切なのかを判断しなきゃならない責務があると考えていると思いますが、違いますでしょうか。

小澤資産活用課長 済みません、それはこの調査報告書40ページにある最高裁判例を引いた判断の枠組みとして、土地を権原なく占有している者は、その占有を正当づける権原のあることを主張、立証しない限り、故意過失の推定を受け、不法占用の責を免れないという判断枠組みに沿っていると、こちらの中間報告では記載していると認識しております。

渡辺委員 そういった考え方であれば、ほかの県有地の賃借人の方々に対しても、その当時は、県が適正だとして貸し付けたものであっても、今の県の考え方が変わりましたから、あなたの占有は、権原ない占有なので故意過失が推定されますということをお知らせしなきゃならないということですね。

小澤資産活用課長 繰り返しになって申しわけございませんが、ほかの県有地に対して直ちに違法無効との判断をする材料を、現在のところ、全ての県有地に関して我々のほうでこういった形での調査検証をしているわけではない状況でございますので、そういった意味で、今すぐあなたに権原があることを証明しなさいというお知らせをする段階にはないと判断しております。

渡辺委員 裁判に注力されているとはいえ、ほかにもこの特別委員会に出てきました350カ所ほど素地で貸し付けている県有地があるとのことですので、それについても、早急にいろんなことを調査して、今答弁がありましたとおり、この補助参加人、この当該賃借人だけを論じているわけですけれども、それ以外のと

ころも、同じような状況のところは散見されるわけですから、はっきりと県の県有地に対する考え方をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小澤資産活用課長 繰り返しになりますけれども、現段階で全てのところで明確に判断する材料はないところでございます。これは本会議等々でもお話をしましたが、個別の状況はそれぞれ違うと思いますので、その辺を詳細に調査検証しながら、仮に、全てとはいいませんけれども、ほかの県有地で、同じような考え方になる箇所が出てきたときにも、基本的には同じ考え方を我々とすればすることになると思います。その上で、本会議でも申し上げたとおり、貸付に至る経緯や理由、その他いろいろ社会政策上の必要性等の個別の状況をあわせて検証しながら、必要な措置をとっていくような考え方で進めていきたいと考えております。

渡辺委員 もちろん、個別具体的に検討される部分はあるかと思いますが、私たちが委員会として視察に伺った、ふじてんスノーリゾートにしても、キープ協会にしても、サンメドウズ清里にしても、この報告書を見る限りは、すごく不安に感じるところがほとんどだと思います。一方的に後から県に違法無効を主張されたがゆえに、自分の占有権原を主張しなければ故意過失が認定されてしまい、損害賠償請求、不当利得返還請求を受けるかもしれないと思いますので、個別に判断していくところもあるかと思いますが、しっかりと根本的な考え方をお示しいただいて、どのように今までの県有地の貸付と今後の貸付の考え方が異なっているのかについて説明をいただく機会を設けていただきたいと思っております。

最後に、富士急行との癒着について非開示ですが、こういった方法で調査されたのかは、お答えいただけるでしょうか。

眞田行政経営管理課長 退職された方も含めて、今まで退職して富士急行関連の会社にお勤めになった方々がいらっしゃいます。そういった方々に状況をヒアリング調査をしながら、ここの部分の検証を行っております。

渡辺委員 それを行うのであれば、ほかに県有地として貸し付けている企業もあろうかと思いますが。そういったところも同様に調査しないと不合理だと思いますので、県として、しっかりと平等性を担保して、適正に、適切にこの運用をしていただくようお願い申し上げます、終わります。

白壁委員 質問で、富士急行の話ししかしてないとのことだけど、訴訟の関係で、検証委員会に基づく報告書について質問しているから、当然この範囲だから、これで違うところってわけにはいかないよね。前回、時間割りのところで、同じような時間がいっぱいあるじゃないかという指摘をさせていただいたが、今回、重要な関連する項目が幾つもある。私が前回言ったのは、これとこれを合わせて、この3つを合わせてその時間でやったけど、3つあるから3倍にすると、この時間になるのかなどの仮説を立てたけれど、いずれにしても、日報がないと証明できないよ。契約上、日報はないとしても、これは、国補事業でも何でもない。県単だよ。県民の税金でやっている。それで、直接選挙でやられている知事もいるけれど、我々はこういうところで1万人の負託を得ている。説明責任は我々にも求められている。それが議会っていうものだよ。

そして、その議会の中で議決されてつくられているのが、この調査特別委員会。ということは、委任されている。この調査特別委員会が足立弁護士に日報を要求する。これは至極当然のことだと思う。我々は負託を負っている。国の

お金でもない。県民の血税からつくられて、成り立っているこの予算ということをも根本に置くと、我々は皆さんに説明責任を求めるけれど、皆さんがそういう契約で成り立っていないと。そうであれば、足立弁護士に直接請求をしたいと思えます。委員長、お諮りください。

皆川委員長 足立弁護士を参考人として呼ぶということですか。

白壁委員 何回でも言います。これは国補事業ではありません。県民の大変貴重な財産を使つての6,600万円の流用による調査であります。この中の時間的なもの、こういったものがよくわからない、腑に落ちない部分があるので、日報の提出を委員会として足立弁護士に求めていただきたいと思えます。

これについては、皆さんの同意が必要です。ただ、それは契約にありませんと言われると、我々からすると、それは説明責任を皆さんに求めるのと同じで、県民にも示さなきゃならないので、お願いしたいということでもあります。これをお諮りいただきたいと思えます。

皆川委員長 お諮りします。

白壁委員から要求がありました、足立弁護士に対して日報の提出について、委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員 断られる可能性もあるよ。

皆川委員長 断られてもしようがない。わかりました。

早川委員 まず、先ほどあった6,600万円の対価、日報等いろいろ出ていますが、私の認識は、この2から3を、一番後ろが、足立弁護士が出してきたもので、県がさまざまつくって1から3をやつて、こういう表が出てきたと思えますけれど、前回の委員会からきょうに至るまで、足立弁護士にしっかり確認をするべきだったと思えますが、そこについてはいかがでしょうか。

眞田行政経営管理課長 中間報告書の内容につきましては、既に準備書面にしっかり反映をしているところで、その準備書面の県としての主張を裏づける検証は、膨大な資料に基づき行っているというところで、業務的なものはしっかりなされていると考えております。また、時間につきましても、前回の委員会でお示ししたとおり、先生の資料をそのままこちらとしてはお出ししたいというところをお伝えしまして、そのとおりであるということで御了解いただいております。また、先日の委員会で、このようなお話があったというところは、足立弁護士にもお伝えはしております。その中でも、全くこの事実とおりで、適正に私のほうはしているつもりですという御返事をいただいているところでございます。

早川委員 確認をしていただいて、時間がしっかりそのとおりだと。もちろん、先ほど、この委員会として、要求するとのことではありますが、この6,600万円の価値は、この中間報告書の内容だと思えます。それがいかに県民の利益になるかどうか。ポイントとして、この中間報告書で今までわからなくて、わかったことがあるのか、それを伺います。

眞田行政経営管理課長 住民訴訟においては、平成9年以降のことを問われておりますけれども、もともとの県有地の関係は、本貸付の歴史の最初にまでさかのぼらなければ、事実関係の全容がなかなかつかめないというところで、昭和2年までさかのぼりながら、あらゆる記録、内容を見ながら調査をさせていただきます。

その中で昭和42年の段階で県有地の造成が完了していたという点、昭和42年より前の年については、借地法が適用されないという見解、また別荘契約者に借地権の設定ないし販売することで相当の収入が生じているのではないかといった今までなかなか明確にできなかった点につきまして明らかにし、また、その点が準備書面に生かされているといえると思います。

早川委員 その新たにわかった事実は、しっかり県の主張に有効で、県民のために行っている裁判に活用できる内容になっているんですね。

眞田行政経営管理課長 既に中間報告書での考え方を踏まえまして、準備書面において県の考え方を主張しているところでございます。

早川委員 準備書面として、今までなかった新しいことで、県の裁判にとって有利になっている内容であると考えます。時間もそうですけれども、大切な論点は、この内容、事実が県民利益のための裁判に生かされているので、私はこの検証委員会の成果は得られたと感じます。

白壁委員 今言っていること忘れないでね。澤野鑑定士の鑑定書の中に、今あなたが言っているようなことが載っていたよ。確認してあるかな。

小澤資産活用課長 おっしゃるとおり、澤野意見書のほうで、昭和42年から現在の賃貸借契約の形態になったというところは触れられておりますが、その前に賃借権がある形態であったかどうかは、この検証委員会の中間報告のほうで明らかになったことだと承知しております。

白壁委員 ここが一番重要なところだよ。今度の足立弁護士が、今までとは違うことを発案、実行して、発想して、それを調査したというふうに聞こえるから、違うよって。澤野鑑定するときにもそういう捉え方があるよ。だけど、その中で、その以前のところの借地じゃなくて同意のところは、そこに今度は工事分としての投資をした分の相殺というのはなかったよ。だから、ちゃんとそういうところは明確に言わないと、今やっていることが足立弁護士で全部決まっているのか、足立弁護士の発想によってそうなったかを言われると、ちょっと違いますよってこうなるから、正確に言ってくれますか。

小澤資産活用課長 正確な表現というところ、調査の委託先のメンバー、また、足立弁護士が今までと異なることに気がついたかでございますけれども、少なくとも昭和42年を境に契約関係、貸付の法的関係が変わったということは、今白壁委員が御指摘のとおり、既に澤野鑑定でも触れられていた部分ではございます。しかしながら、それ以前に賃借権があったかどうか、この辺の評価は今回初めて記載されたことでございます。

早川委員 では、6,600万円の価値についてではなく、県の準備書面ですけど、3ページ、4ページ、6ページに書いてあるように、適正な価値であるかどうかの判断材料として、開発費、造成費についてお伺いしたいと思いますが、これは

もちろん訴訟追行上支障がないように、事実確認、答えられる分だけお答えいただきたいですが、まず、この当該地山中湖の別荘について、富士急行側は、開発費とか造成費をどのように賄ったのか、改めて伺います。

斉藤県有林課長 富士急行は、みずからどのように行為を行い、それについての具体的な費用も明らかにしておりませんが、昭和37年に県に出された山中湖別荘地開発計画書によりますと、別荘敷きの下草刈りや別荘地内の道路整備、配水路、あとは水道タンク等の整備が計画されたとのことですのでございますから、こうした行為が行われたと思われま。

早川委員 その行為、その費用についてどのように賄ったのか、またよく言われている、その費用を補助参加人が負担したのであれば、貸付料の算定で、それも配慮する必要があったのではないかと。その辺についていかがですか。

斉藤県有林課長 富士急行は、造成費用につきましても全く明らかにしてございません。少なくとも、昭和37年、昭和39年に行われた開発では、その当時、富士急行から県に出された書類を見ますと、やはり別荘の契約者から契約時に徴収する施設分担金で賄っていたと考えられます。また、同社のホームページ、ウェブサイトにも、別荘契約者に対し、転貸、借地権の設定ないし販売を行っていて、仮に別荘地、今70万坪と聞いておりますので、その代金につきまして、1坪3万円の価格で計算しますと、恐らく販売代金は210億円になっております。もう一つ、委員がおっしゃいました貸付料の算定に配慮する必要があったということですのでございますけれども、このような費用を回収していることが想定されますので、山林原野の土地価格を基礎として貸付料を算定する事情は、やはり見当たらないと考えているところであります。

早川委員 その分担金というのは、よく本会議で答弁が出ている権利金、その権利金を別荘の関係者から得ていると思いますが、改めてその金額について報告があるのか、また詳細な金額を把握されているのか、伺います。

斉藤県有林課長 その点につきましても、富士急行から報告はございません。

早川委員 適正な対価を主張する際に、どれだけの投資を、いつ、どれだけの期間、また、権利金をどれだけ得ているかを、主張する側として明らかにするべきだと思いますが、原告とのやりとりの中で、それは今まで営業上の秘密ということでは明らかになっていないのですが、県としてこの辺についてどうお考えですか。

斉藤県有林課長 富士急行からは、開発費や造成費を教えていただいております。やはり営業の秘密として明らかにしていないということですが、明らかにしていただきたいと考えております。

早川委員 借りる側の主張の根幹である投資部分を考慮してくれと言っているわけですから、それは、何らかの方法で主張していかないと、議論がかみ合わないと思いますが、準備書面上、訴訟追行上答えられないとの答弁があるので、県民のために山梨県がやっている裁判の議論に関して、もうこの場では限界があると思います。この委員会についても、県有地のあるべき姿としてすると、準備書面の中身という聞き方ではなくて、他の県有地に関しても詳細鑑定をして、その他の県有地に関するスケジューリングと本来のあるべき県有地全体のことを

議論すべき、そのことについて県としてどう取り組むつもりなのか、お伺いします。

齊藤県有林課長 他の県有地も含めまして、不動産鑑定を行っている最中でございます。これに関しましては、9月末を目途に成果が上がってくると思いますので、その成果が上がってきた時点で、やはり貸付地の個々の事情をいろいろ精査しまして、またその対応を考えていきたいと考えているところでございます。

早川委員 繰り返しですけど、裁判上、原告、被告、参考人となっている部分は、県民の不利益につながる可能性がある部分は、なかなか難しいので、そうではなくて、私はこの委員会は、県有地の適正な検証の委員会なので、あるべき県有地について、全体的に、しかもその部分は厳しく執行部はチェックしてやっていくべきだと思います。

志村委員 前回いただいた資料、膨大な量でしたので、やはり昭和2年からの長大な歴史があることを非常に感じたわけですが、いただいた資料4の中間報告書（開示版）、これに関して、改めてよくよく読んでみましたが、全体で約50ページ余りの中間報告書で、中身としては準備書面12、これに知事の故意過失等について10枚ほど書いて、その他のことについて5枚ほど書いています。資料3でいただきました4ページ、先ほども少し出ていましたけれど、調査業務委託、委託費収支決算というところにいきますと、この15枚の準備書面に追加してホチキスどめをされた中間報告書に関しては、この15枚でおよそ2,690万円、1枚当たりの単価で180万円の価値のある中間報告書とも読むことができますが、本当にそれだけ価値のある中間報告書でしょうか。まず、そのところを確認させてください。

眞田行政経営管理課長 富士急行との関係ですから、過去の知事の責任の関係につきましては、ページ、ボリュームがそれなりにあるところでございます。残りの部分につきまして、全体の考え方の整理において、不動産鑑定士といろいろな意見交換や議論を足立弁護士の方でしているという経過がございまして、全体の考え方をまとめるにあたっての作業時間を含めての報告となっていると認識しております。

志村委員 それから、今度は原告のほうの準備書面、第9準備書面ですが、原告と被告の主張が完全に一致しているという中で、この不法行為における損害額、または不当利得返還請求における利得額として、この差額を算定されるべきだと言っているわけですが、ここでいう不法行為というのが、無権原に占有している状態を放置、容認していた県のことについては、県としてどういうふう考えているのか。

原告のほうは、不法行為に基づいてとは、富士急行が無権原に占有しているということを言っていると、これは原告も被告も考え方が一致しているとの認識だと思いますが、反射的にこれは県もそれを放置、容認していたことになるかと考えますが、県としては、どんな見解をお持ちでしょうか。

齊藤県有林課長 訴訟迫行上、その点につきましては、答えを控えさせていただきます。

志村委員 それで、中間報告書の39ページから40ページのところに、知事の山梨県に対する法的責任がいろいろと書いてあります。これはきょうの幾つか質問の

中でも出ていましたが、不法行為の根拠としている部分について、首長を含む公務員個人の損害賠償責任における故意または過失の判断枠組みは、土地を権原なく占有している者、本件における富士急行の故意または過失の要件の判断枠組みとは大きく異なっており、留意を要すると書いてあります。大きく異なっているところを詳細に説明していただきたいです。

小澤資産活用課長 39ページの部分になりますが、ア、イとなっているイの部分です。首長の不法行為上の故意または過失の要件に関しては、一般に公務員の個人の責任を厳しく追及したのでは公務員の萎縮を招き、公務の適正果敢な運営を阻害することから、国家賠償法1条2項は、公務員に故意または重過失がある場合に限って、国または地方公共団体の求償権を認めているという最高裁の解説がございます。

このようなことから、公務員、特に首長の責任においても、故意または重過失があった場合に限定されるべきと考えているところでございます。

この点が、40ページになりますが、先ほど志村委員が引用された部分でございませぬけれども、土地を権原なく占有している者についての不法占有の責を免れるかどうかの判断枠組みとは、先ほど申し上げた点で異なっているとされているところでございます。

志村委員 これは、お互い仮説に基づいて主張しているところでありませぬので、これをそのまま素直に読むのは、なかなか理解に苦しみます。

この39ページの下の方にも、こういう解釈を前提に、例えばということで判例が出てはいますが、今回の場合は、そもそもこの権原なく占有している、あるいは契約が貸付違法無効、こういうふうに今主張しているわけですが、これに対しての過去の実務上の取り扱いも分かれていたのか。あるいは、それまで貸し付けていた対応が、相当の根拠が認められるのか、あるいは富士急行が借りていた対応が、相当の根拠が認められるのか、それぞれ認められる場合に関して、その主張をぶつけ合うこともあるかもしれませんが、今回のケースはそういうふうには当たらないと思はれますが、その辺はどんな見解をお持ちでしょうか。

市川総務部長 済みませぬ、ちょっとおっしゃっている意味がわかりませぬけれども。

皆川委員長 志村委員、もう一回説明してください。

志村委員 済みませぬ、中間報告書39ページのところで、首長の責任は故意または重過失の場合に限定されるべきだと言っていて、その次のところで、このような解釈を前提に、例えば最高裁判例、平成16年1月15日、156ページは、知事の県に対する損害賠償責任の有無が争われた事案において、ある事項に関する法律解釈につき、異なる見解が対立し、実務上の取り扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を執行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに上記公務員に過失があったものとするのは相当ではないと判示していると思はれますが、今回のケースに照らし合わせると、これまでの貸付の対応、実務上の取り扱いが、何か違う主張と分かれていたようには考えられないと思はれますが、今までやってきた内容が間違っていたと判断せざるを得ないと思はれます。県は違法無効だけれど、県のほうの責任を中々展開してこない。知事のほうの故意過失もないと、これには書かれて

いる。一方で、契約の相手方とされていた富士急行は故意過失があると推定されると読めてしまいますが、その考え方が異なるのかどうか、私もよくわからないので、お聞きしています。いかがでしょうか。

小澤資産活用課長 ある事実に関する法律解釈につき、異なる見解が対立しというところがございますけれども、実務上の取り扱いもA・B両方あるような場合に、Aをとったから直ちにとということではないと理解しております。

確かに、この時点でこの委員会でも従前答弁をさせていただいたとおり、平成29年当時、従前のやり方が間違っているとは、担当職員もそうですし、知事に説明したときも、従前のやり方が間違っていないという認識で県はいたということがございます。その根拠としては当時の顧問弁護士ですとか、県内の鑑定士にも御意見を聞く中で、そういった判断をしたということがございます。

そういった調べを尽くした結果、契約を更新して従前の賃料算定のやり方を是としたとのことがございますが、こちらの読み方として、結果として、我々のこの検証委員会の中で検証をした結果、地方自治法の考え方に立ち返って見た場合に、これは間違った見解だったとの判断をしたところがございます。

そういった意味で、歴代知事も間違った判断をされたことは、そうだと考えているところがございますが、しかしながら、この最高裁の判断、枠組みの中で、職員個人、首長も含めて損害賠償求償権の行使を、そこまで認めるかどうかという判断の中では、結果として間違っただけですけれども、少し書きぶりに差異はありますが、山本元知事、横内元知事、後藤前知事、いずれも状況は違えども、こういった判断枠組みに照らして、損害賠償を認めるまでの過失、重過失があったとは判断できないという評価を、この中間報告のほうでしたところがございます。

一方で、補助参加人、富士急行に関しては、重過失があったかどうか、それは先ほど来申し上げているのは、公務員個人の賠償責任に関しての部分でございますので、富士急行の過失の部分というのは、申しわけないですけれども、この中では特に評価をしていない。それゆえ、40ページにあるような、みずからの主張立証、こちらのほうが必要になってくるとの判断、評価をしていると理解しております。

志村委員

丁寧に説明していただきましたので、理解ができたような気がしますけど、やっぱりこの書きぶりが、ちょっと違和感がある感じはしています。

それで、先ほどもありましたが、富士急行が出している準備書面にもありませんけれども、その造成開発費用、このところを何か殊さら明らかにしていないと先ほども答弁をされましたけれど、それは聞いて明らかにしないといけないと思います。今回の中間報告の件で、富士急行に、そもそもヒアリングなり何なり、あるいは資料を出してくれと、検証委員会の中でやって、ここにきちんと書くべきだったのではないかなと思います。仮に書いたとしても、この訴訟の争点に関しては、そのところよりも、この開発前の素地価格に基づいて算定された賃料で、本賃貸借を維持することが、県知事の合理的な裁量を濫用、逸脱するような違法な行為なのかというところが原告の主張であって、そこが争われているところにもなっていると思いますので、その開発時の具体的な金額が、そもそも争点に直接どのような関係があるのか、県側としてどんな見解なのか、お示しをお願いします。

斉藤県有林課長 原告も再三開示請求など、いろいろ富士急行にしていますけれども、やはりそれでも明らかにしてごさいません。やはり富士急行は、地域振興ということ

で、富士北麓に関しまして多大な資源を投じて開発を進行させてきたとのことで、造成前の素地価格を基礎とすることを最大の根拠としているのですが、やはり営業上の秘密として明らかにしていないということが事実でございます。

志村委員 訴訟の中でも、その文書提出命令申し立てに関して、令和元年12月24日の第9回の口頭弁論で、必要ないと却下されていると書いてあるので、殊さらそこを強調することで、県が聞いてもいないのに造成費用を明らかにしないって、それは原告はそういうふうにお尋ねしたかもしれませんが、被告の県がそのところはきちんとお聞きしないといけないと思いますし、そこがわからないからといって、賃貸借の賃料が適正賃料でないことを認識していたとの主張は、ちょっとねじ曲げ過ぎかなと感じます。

それで、用意していただいた資料で、これは大河内鑑定士ですか、乙88の1号証という、不動産鑑定士が書いた意見書を出していただいていますか……。

皆川委員長 何ページですか。

志村委員 乙第88の1号証っていう被告の証拠資料になりますので、もしかしたら2冊目のほうにとじ込んであるかもしれませんが、これに関して、この意見書は県の主張をサポートするような意味合いがあると思いますが、この意見書をどのようなオーダーで求めたのかお聞きしたいのですが、時間ももたないの、それが3ページに書いてあります鑑定評価の条件というところで、昭和42年までに対象不動産の開発造成は完了していると書いてありますけれども、この造成という言葉の意味を小さく捉えているんじゃないかとイメージされてしまうんですけど、造成ってどういう意味ですか。

斉藤県有林課長 造成ですので、当然大きく形状を変えるということでございます。こちらに関しましては、別荘地にかかわる造成ということでございます。

志村委員 昭和42年から既に50年以上経過していると思いますが、その間、造成といわれるようなことはなかったということでしょうか。

斉藤県有林課長 やはりその点も富士急行が明らかにしてございませませんが、現在では造成は終わっていると考えているところでございます。

志村委員 県有地ですよ。どうして県が把握してないのですか。

斉藤県有林課長 別荘地に関する貸付は把握してございますけれども、その貸付の相手、富士急行がやっている内容については報告を受けていないということでございます。

志村委員 造成とは、形状を大きく変えることと、今おっしゃっていましたが、道路を敷いたり、水道管を配置したり、これも50年たっていますから、当然アスファルトを打ち直ししたり、水道管の敷設替えしたりということもあると思いますが、そういうものは造成、いわゆる開発に含まれないということですか。

斉藤県有林課長 維持管理に関するものは、造成費には含まれないと考えております。

志村委員 それで、もう一つよくわからなかったのが、この意見書の7ページに、3行目、4行目ぐらいのところ、どういう42年以前の貸付だったかということと、

昭和42年の契約から、7ページです。

皆川委員長 　　どこの7ページ？

志村委員 　　意見書乙第88の1号証、大河内不動産鑑定事務所の意見書の7ページのおおよそ上から二、三行目ぐらいのところですが、その現契約と県が言っているのは、この大河内さんの現契約という扱いにしているようですが、その昭和42年の時点において、原状回復を免除して当時の状態の対象不動産が返還され、現状での対象不動産の賃貸借が行われたと考えることが妥当であると。意味はわかりますけど、ものすごい理屈だなと感じますけど、このような意見書にどのような意味があるのでしょうか。

斉藤県有林課長 昭和42年前までは、やはり使用許可ということでやっておりまして、昭和42年から状況が変わったので、こういう表現がされていると考えられます。

志村委員 　　被告が出した証拠資料の乙5号証は、山梨県報、今の公の報、これで富士岳麓開発地貸付規程っていうのが、ここで大正14年4月16日に山梨県知事、本間利雄さんの名前で告示されています……。

白壁委員 　　きょうの質問は、前回の検証委員会の残りの部分についての質問であって、ちょっととび過ぎ。

志村委員 　　済みません、手短にします。この第10条に何て書いてあるのか、ちょっと読んでください。

斉藤県有林課長 乙第5号証の裏面でございますが、第10条左の場合には、借地権契約を解除すること

志村委員 　　そこまででいいです。

借地契約と書いてありました。それから、済みません、私、質問をたくさん用意しましたが、時間をとってもいけないので端的に聞きます。今の意見書のところで、12ページのところに、適正化調査において適正な対価の形成を阻害しているのではないかとありましたが、山梨県にそういう意図はあったのでしょうか。市町村交付金のところですか、上から2行目。

斉藤県有林課長 所在市町村交付金の部分について、契約当初から著しく低廉であると記載のとおりであると思います。

志村委員 　　だから、ここに書いてあるとおりの意図が山梨県にあったのか聞いているんです。

斉藤県有林課長 適正な対価の形成を阻害していた可能性があるかと表記してあるとおりでございます。

志村委員 　　山梨県にそういう意図があったか、なかったかについてはお答えができませんか。

斉藤県有林課長 この意見書の不動産鑑定士が考えているという言葉でございます。

志村委員 　　だから、それはわかっているんで、この意見書に書いてあることに対して、山梨県がそのような意図があったか聞いているんです。意見書はこう書いてあります。だからここに書かれていることが山梨県もそういう意図がありましたかって聞いているんです。

斉藤県有林課長 　やはりこちらの表現のとおり、この不動産鑑定士が適正な対価の形成を阻害していた可能性があると言っているということだけでございます。

志村委員 　　それじゃあ、ここはペンディングですね。
　　では、その前のページに、市町村交付金は、価格の修正を市町村長が申し出ることができると思いますが、過去に価格の修正の事例はありましたでしょうか。

斉藤県有林課長 　訴状に関する区画に関しましては、申し出はございませんでした。

志村委員 　　申し出はないとのことで、そもそもそんな事例、私も聞いたことがないです。山梨県が示して、市町村はそうですねって、それを受けていると理解しています。

　　それで、この意見書はあくまで、大河内鑑定士の意見ということで、ただ、これを県が証拠資料として出しているとのことですから、県の考え方は、これと合致していると私たちは受けとめます。ですから、この意見書をきちんとこういうふうに考えているというところは、できる限りお示しをしていただきたいかったなと思います。

　　最後に、この意見書の13ページのところに、中ほどからちょっと下の(4)平成9年契約のちょっと上のところに、このように書いてあります。調査単価そのものを賃料額としていたのであって、明らかに利用者の判断に影響している不動産鑑定評価基準にのっとり鑑定評価を行わない理由はない。その下、ちょっととばして、不動産鑑定評価基準にのっとりしないことに、合理的な理由があるとはいえないと、この意見書でおっしゃっています。この不動産鑑定評価基準にのっとりしないことの合理的な理由がない、あるとはいえないと言っている場合のこの責任、責めを負うのは山梨県行政ですか。それとも日本不動産研究所ですか。

斉藤県有林課長 　日本不動産研究所は鑑定評価自体をやってございませんので、どちらが責任の所在かということには、お答えができません。

志村委員 　　いろいろ細かいところを確認させていただきましたけども、私も2回目でするので、かなりこの材料としては理解を進めることができたかなと感じました。ただ、昭和42年を現契約とするとの発想は、私は対応として少し無理があるなと感じています。許可と言っていますが、これはいわゆる行政処分みたいな許可処分ではないと思います。なので、これまで山梨県が昭和42年からずっとやってきた県と富士急行とのやりとり、対応、あり方からすると、そこで何か分断されて、契約がそこから始まったというのは、やっぱり主張としては、かなり難しいのではないかなと最後に申し上げて、私は終わります。

皆川委員長 　　委員各位に申し上げます。本日の審査につきましては、午後4時30分をもって終了したいと思いますので、委員各位のさらなる御協力をお願いいたします。

す。

小越委員 　では端的に質問します。調査業務委託が完了した中でお聞きしますが、この調査業務委託の中には、中間報告書のその他という調査業務委託の内容のところに検証委員会の資料準備、作成とありますが、その上の未来に向けた適正賃料及び事務手続のあり方とありますが、ここの説明がないですが、報告されたのは検証委員会の報告であって、調査業務全体の報告書をいただきたいですが、それはいつ出ますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 　全体版につきましては、今後の訴訟の追行を見て、しかるべきときにお示ししたいと考えております。

小越委員 　それから、この検証委員会の最後のページ、52、53のところはわからないので確認ですけれども、未来に向けた適正賃料及び事務手続のあり方についての報告のところでこの前に聞きましたけれど、これは裁判所に出すものじゃないと。検証委員会の中で、これは裁判の証拠ではございませんと。裁判所の判断ではございませんとこの前言いましたので、これは県の考え方だと思いますが、52ページのところに若干記載がありますが、53ページの今後の本件各不動産に係るところの、上記の点は、本年2月時点で、当委員会における検討状況の報告として、既に当委員会から山梨県に対して伝達済みであると書いてあるこの記載、これは何のことか説明をお願いしたいです。

小澤資産活用課長 　小越委員御指摘の表記の点は、上の段に書いてあるとおりでございますが、富士急行との間で適正賃料による賃貸借契約を締結し直す必要があるものと考えられることから、その際の適正賃料額は、本件各不動産の現況を基礎とした新規賃料として算定されるべきものであると解される。ここの部分について、本年2月時点で検証状況の報告として、山梨県に連絡がされているということでございます。

小越委員 　2月時点で、富士急行は現況のままやったほうがいいですよと、検証委員会から既に山梨県は報告を受けていたと。その次の、この点、山梨県においては、現在、不動産鑑定士に対し、本件各不動産につき、令和3年4月1日を価格時点とする新規賃料の不動産鑑定評価を依頼中のことである。契約締結に際してはこの不動産鑑定評価が参照されるべきと書いてありますが、これは、この6,600万円の予算ではなくて、この予算はどこから出て、どこに発注して、富士急行だけの話ですか。それは全体の話ですか。ここの令和3年4月1日の不動産鑑定依頼中という、ここの内容を説明してください。

斉藤県有林課長 　こちらに関しましては、先ほど意見書の説明の中にありました大河内不動産鑑定事務所に発注しているものでございます。

小越委員 　確認ですが、この53ページの最後のセンテンスのところに、さっきの伝達済みである、その次のフレーズで、この点、山梨県においては、現在、不動産鑑定士に対し、本件各不動産につき、令和3年4月1日を価格時点とする新規賃料の不動産鑑定評価を依頼中のことである。契約締結に際しては、この不動産鑑定評価額が参照されるべきと考えるという、この4月1日時点の不動産鑑定を、その大河内不動産に発注しているということですか。初めて聞きましたけれど、それは幾らで発注しているのですか。

斉藤県有林課長 済みません、先ほどの意見書で出したものではなくて、やはり、大河内不動産に5月31日を履行期限として、富士急行に関する別荘地に係るこの本件各不動産を令和3年4月1日時点の適正賃料で算定を委託しているところでございます。

皆川委員長 小越委員の質問に対して、幾らで発注していますか。

斉藤県有林課長 106万2,600円でございます。予算につきましては、昨年度の適正化調査で計上した予算を利用しているところでございます。

皆川委員長 流用？ 利用？

斉藤県有林課長 流用ではございません。令和2年度当初予算で恩賜県有財産の貸付適正調査を計上させていただいておりました。その額が6,696万円余でございますので、その予算を明許繰越にかけて今回発注させていただいておまして、106万2,600円で契約しているところでございます。

小越委員 この山中湖の富士急行のところの不動産鑑定は大河内不動産に106万円で発注し、ほかの県有地は、また別の不動産会社に発注ということですか。

斉藤県有林課長 ほかの県有地につきましても、ほかの不動産会社に委託契約をしているところでございます。

小越委員 なぜ大河内不動産なのか。今まで嶋内鑑定士とか出てきましたが、初めて大河内不動産という名前が出てきて、大河内法律事務所の張間さんと宇都宮さんという話が出ていますが、なぜこのお二人に頼んだのですか。

斉藤県有林課長 先ほど説明いたしました意見書をもらっているということで、大河内さんに不動産鑑定をお願いしているところでございます。

小越委員 中間報告書10ページのところに、先ほど志村委員からもありましたが、大河内不動産鑑定事務所、張間鑑定士、宇都宮鑑定士の意見が出され、これは不動産鑑定ではなくて、意見書ですよ。幾らということは一つも書いてない。それも、本鑑定評価に当たっては依頼者からの下記条件での鑑定評価をもとに、依頼者とは、すなわち県ですよ。県は昭和42年以前の旧借地法でないとか、県の主張をずっと言っているわけですよ。県の言い分に従って鑑定評価をしたわけだから、県の言い分を裏づけるだけの鑑定評価、意見書ですよ。

なぜこれが必要なのか、この大河内不動産鑑定書の意見書に幾らかかったのか。お金はどこから出ているのか。裁判費用ですか。6,600万円ですか。

斉藤県有林課長 あくまでも、県の主張どおりということでございますので、その妥当性を判断させていただいているということでございます。

皆川委員長 値段はわかりますか。

斉藤県有林課長 大河内不動産鑑定事務所には660万円の契約額で委託しているところでございます。

小越委員 この乙88の1号証が660万円ということですか。これは裁判費用から出ているのか、全然違うのか、それとも6,600万円の話なのか、これ一つで660万円もするのですか。不動産の富士急行が106万円、大変な金額、ちょっと合わないですが、これが660万円ですか。

斉藤県有林課長 意見書だけではなくて、不動産鑑定評価もやっていただいております。平成9年4月1日時点と、平成29年4月1日時点の適正賃料の算定をお願いしているところでございます。

小越委員 初めて聞いた話がいっぱいあり過ぎて、済みません、その大河内不動産鑑定所にいつ発注して幾らなのか、どこにあったのか、資料を出していただきたいです。この裁判の部分だけに使ったのかと思って聞いたら、違うような話で、大河内不動産鑑定事務所に、いつ、何の目的で、予算と中身について、依頼書と資料を請求したいと思います。

それで、検証委員会の中間報告書18ページのところに、富士急行がこれまでに転貸した別荘地は約70万坪で、1坪当たり3万円で計算すると、販売代金の総額は約210億円と試算されることになり、少なくとも2段階（転貸借料と転貸借地権の販売代金）の利益を得ていると記載があります。これは、そっくり同じように2月12日提出の準備書面15ページにもありますが、根拠が違うんです。1区画当たり700万円だとしても2,300区画、ここは準備書面では販売代金の収受は161億円と書いてあります。この検証委員会が210億円と書いてあります。算定根拠が違いますが、どうしてでしょうか。どちらが県の主張でしょうか。

斉藤県有林課長 こちらにつきましては、坪当たり3万円ということで計算してございます。70万坪を掛けてございます。先ほどの小越委員がおっしゃったのは、区画ごと、2,300区画に700万円を掛けて、161億円になったと思いますが、あくまでも試算で表記しているだけでございます。

小越委員 準備書面として裁判所に出しているのは161億円と書いてあるわけですよ。検証委員会の報告は210億円と書いてあります。算定根拠が違うかもしれないけれど、販売して収受したのは幾らなのか、どっちが正しいのか。どちらを県は採用しているのですか。

斉藤県有林課長 双方とも試算でございますので、どちらをとというわけではなくて、あくまでも試算しているものがこういう額ということで、規模感を出しているとのことで御理解をお願いいたします。

小越委員 いや、理解できませんが、その検証委員会の準備書面を書いたのは足立弁護士でしょう。それなのにどうして金額が違うのか。根拠が違って金額が違うのかもしれないけど、今の説明だと、検証委員会の数字なのか裁判所に提出した準備書面が違っているのか、ちょっとそこはわかりません。

それで、これは中間報告とおっしゃいました。検証委員会は来年1月までありますけれど、その検証委員会で新たにやる資料や検討は、あの3人の先生方がやるとの理解でよろしいでしょうか。

眞田行政経営管理課長 同様の形式で継続して検証を行ってまいります。

小越委員

そうしますと、私、前回のときに見てわからなかったんですけど、中間報告書と2月に提出された準備書面、富士急行と補助参加人という言葉が違うだけでほぼ同じです。私、みんな突合させて見ました。そうしますと、36ページの補論と2月の故意過失があるか、そこのところ以外ほぼ一緒です。本当に一緒です。

皆さんもやってみていただくとわかりますけれど、ここの検証委員会の7ページも8ページも9ページも準備書面と一緒にです。裁判でやっているからそれは一緒だと言いましたよね。今後、新たに検証委員会が続くとしたら、この検証委員会の3人の先生がやるとのこと。裁判の訴訟委任料で40万円払っているはずですが。2月12日には既に準備書面が出されていきました。次に、この検証委員会から中間報告書が出されたのが3月31日。しかし、私が見たところによると、35ページ、ここまではほぼ一緒。書いてないのは、さっき言った大河内不動産鑑定書の張間鑑定士と宇都宮鑑定士のところが3月11日に入っているから。ほぼ一緒です。

2月12日までに、この6,600万円のお金をどのくらい使ったのか。そのうち、検証委員会の中間報告書の作成に815万円。6,600万円のうちの多くを占めています。準備書面を出しているから、ほぼ半分以上が2月12日にできています。6,600万円のうちの多くが2月12日までに費やされている。訴訟委任契約で40万円払っている。二重払いじゃありませんか。

どちらを先に書いたかわかりませんが、同じものを書き写している。準備書面で書いたものを検証委員会の報告にそっくり書いたのか、検証委員会から出したものをそっくり準備書面で書いたのかわかりませんが、一方で6,600万円、時間給5万円で払っている。だけど、今まで訴訟で書いている準備書面のお金は、細田弁護士も藤田弁護士も40万円でやっていた。準備書面を出している。二重払いじゃありませんか、いかがですか。

眞田行政経営管理課長 こちらの検証委員会の結果、出てまいりました中間報告書の記載内容でございますが、検証委員会の設置目的につきましては、住民訴訟に係る県としての主張立証を補充していくという目的がございます。したがって、中間報告書の記載内容と裁判所で県の考えを主張する準備書面の記載内容について、違いが出てこないというのは当然のことと考えています。

また、後半部分につきましては、知事の責任論やそのほか関係するところの責任関係、過去の貸付に係る課題などの整理を行ってまいりまして適切に執行していると認識しております。

小越委員

先日裁判所に準備書面をまた出したと思いますが、そこには知事の故意過失の有無を提出しているという新聞報道がありました。その文章がこの検証委員会の故意過失の文章とそっくり同じかもしれませんよね。そうしますと、6,600万円と訴訟委任料の40万円がダブっていると思います。中でも、この23ページの終わりの部分です。中間報告書23ページの賃料額が公租公課と同水準であることについての評価、ここは令和2年11月17日に出された準備書面と同じです。令和2年11月17日、準備書面11番の3ページ、公租公課の同水準の賃料は適正な価格ではない。前期平成7年東京地判は、土地に課される公租公課は……、ずっと同じですよ、ここ。同じですよ、文章が。ここの通常の必要費を支払うのは同様である。同じ意味ですよ。同じものを既に平成2年11月17日の準備書面で使っているんですよ。それを検証委員会でも準備書面でも使い回しているという言い方はちょっと語弊がありますが、同

じことを書き写している。これは二重払いだと私は思います。これは返してもらってもいいと思いますよ、お金を。私はそう思います。

そして次です。検証委員会の会議録です。ここの資料2のところですか。第1回、2回、3回、4回と検証委員会が開催されています。弁護士の先生方を初め、総務部、森林環境部の方々が出席されています。特に第4回、3月23日裁判が終わった後ですが、過去の契約の経緯と過去の貸付事務に関する課題等と書いてあります。この課題とは何か。ぜひこれをお示しいただきたいのですが、いつ出るのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 今、裁判進行中ということもございまして、その議事録については非常に裁判の根幹をなす議論がなされておまして、なかなか現時点ではお示しすることはできませんので、やはり繰り返しの答弁になりますけれども、裁判の進行を見ながら、しかるべきときにお示しをしたいと考えております。

小越委員

ここは検証委員会で県有地のあり方を考えているわけですよね。この中で、過去の貸付事務に関する課題が明確にできてきた。これが課題だと思っている。どうでしょうか、県議会の皆さんって出していたかかないと論議が進んでいかないですよ。ぜひそれを出してもらいたいと思います。

先ほど向山委員からもありましたけれど、これまでも私は、ここの貸付は安過ぎると言ってきました。けれど、私の主張はこの検証委員会の中間報告書に何もなかったです。議会でこれだけ論議があったにもかかわらず、何も取り入れてこなかった。県の責任は何か、私は言いたいです。

富士急は違法無効であったと、契約をしたからと書かれてありますが、安過ぎる転貸料、転貸借地権、利益を上げてきたと私は指摘してきました。改善するのは当然です。しかし、契約の相手である県が知らなかったはずがないと思いますよ。原告側の主張に書いてあります。県が増額請求できる立場にありながら全くしてこなかったと。逆に値下げをしたと。原告の最初の裁判のところに書いてあります。県が増額請求できる立場にありながら、やってこなかった県の責任をないがしろにして、身内に甘過ぎませんか。

議会から指摘があったけれど何もやってこなかった。富士急行に負担させたら経営そのものを脅かす高額請求です。県に責任があるかないか、公務員の方々が萎縮してしまうから、その時々の方針に従って追従してきたと思いますが、なぜ違法状態のままよしとしてきたのか。長崎知事から方向転換の指示があったときに、職員としてのこれまでの自分の仕事が否定されたわけですが、そこで異論がなかったのか。

そこで聞きたい。先日、庁内検討経過についての資料が出されました。長崎知事が就任して、6月に細田弁護士が退任しております。当時の県有林課長は斉藤課長です。斉藤課長が県有林課の課長のとき、長崎知事が就任しました。知事就任の後、準備書面が出たりしております。当時、斉藤県有林課長に知事から指示があったと思いますが、どういう指示があつて、それを受けて課長はどう思いましたか。今まで白だと言っていたものを黒にしろと言われた。どう思いましたか。あなただったらそこにいたはずですよ。斉藤課長のそのときの感想、思いを聞かせてください。

斉藤県有林課長 先日お配りしました住民訴訟に関する庁内検討経緯というところに書いてございますけれども、私が就任したのは令和元年4月からでございますが、7月、9月等に知事に説明してまいりまして、内容はこちらに記載したとおりでございますけれども、その当時はまだ適正な価格について考えていけばいいじゃない

いかという指示だったと記憶しているところでございます。

小越委員 公務員だったら、そのときの法律の解釈が後で違ったとしても責任は免れると言いましたけども、今まで議会からも指摘されてきた。知事がかわった途端に180度変えろと言われた。誇りを持っていた自分たちの仕事を完全に否定されたわけですよ。私だったら動揺します。私だったらどうしようかって心臓がドキドキします。今までの自分の仕事が全く評価されない。逆のことを言われてとがめられている。とてもプレッシャーを感じます。住民訴訟の意義を踏まえて対応するように知事から指示があった。それについて、斉藤課長は今までどう対応してきたのか、そして、その知事の言葉を受けてどう思ったのか。

今まで議会の私の質問に、それは正しい、山林原野でずっといいと言ってきました。それがコロッと変わった、知事の視点で。そのときに知事に何て言い返したのですか。言わなかったのですか。知事からどういう返事があったのですか。そこを明らかにしてください。そうしなかったら、どうしてこうなったのか、これからも同じことを繰り返すと思います。ぜひ説明してください。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますけれども、知事からはこういう指示があったということだけでございまして、それが方向転換になるようなところは、この令和元年の時点ではございませんでした。

小越委員 令和元年のときには、斉藤課長は今までの山梨県の主張を主張し続けて、知事に説得していたということですね。今まで素地価格でやってくださいと私たちはずっと言われてきたので、それでやりましょうと。長崎知事に職員の皆さんは提案していたということですね、今の説明だと。

斉藤県有林課長 そういう提案というわけではなくて、ここに書いてあるとおり、住民訴訟の概要や貸付の内容、意義を含めてもう一度しっかり対応しろという指示がございましたので、それについて検討していたところでございます。

小越委員 誰が何を言ったのか、ぜひ明らかにしていただかないと、また同じことをすると思いますよ。この53ページのところに、今後の事務手続等のあり方についてと書いてあります。私が気になるのは53ページの真ん中というか2行目です。このような事実認定や法的調査は、法律家の専門領域である。不動産鑑定士による不動産鑑定評価は、これらの調査によって前提となる事実関係及び法律関係を固めた上で、その後に実施されるべきものであると思料する。その次です。山梨県の収入を極大化するという観点は、大企業におけるビジネスと共通する観点である。今後の山梨県のあり方を、大企業ビジネスと同じ観点でやれと、長崎知事ではありませんよ、この検証委員会で言われています。山梨県の資産を預かる者として、これからは大企業ビジネスと同じようにやっていくのですか。やはり、県の職員としてどうあるべきかを考えなかったら、その時々知事がかわるたびに変わってくる。今までこの金額でお願いしますねと言っていた。だけど今度方針が変わったから契約は無効でございますなんて言ったら、大企業も含めて山梨県に進出してきますか。山梨県と契約したらこんなことになるって不安で仕方ありませんよ。

どうしてこうなったのか、しっかりと県民が納得できる説明をお願いしたいと思います。

皆川委員長 答弁はいいですか。

小越委員 いいです。資料請求をお願いします。

皆川委員長 何の部分の資料ですか。

小越委員 大河内不動産鑑定事務所の600万円についてです。

皆川委員長 大河内不動産鑑定資料について、委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

遠藤委員 確認ですが、今資料要求しているのは、令和3年度予算にかかわる資料を要求しているんですか。ちょっと確認させてください。

皆川委員長 小越委員、もう一回お願いします。

小越委員 先ほど答弁の中で、大河内不動産鑑定事務所に富士急行の106万円と、それから、大河内不動産にこの意見書を含めて660万円とありました。それを幾らで発注したのか。それと660万円の中身です。

皆川委員長 中身についての資料要求ですか。

小越委員 中身、費用、委託先と委託内容、金額ですね。

遠藤委員 疑問点はわかりますが、やはり先ほどもいろんな議論がありましたように、訴訟中であり、そこに関係する可能性もあるのでこの辺はいかがでしょうか。

白壁委員 訴訟内容の話じゃないよね。その金額、その根拠、どういう形でそういうふうになったのかを知りたいだけだよ。だから訴訟とは関係ないよ。

遠藤委員 つまり予算の振り分けがどうなのか、そういう資料ということですか。

白壁委員 そうそう、これは訴訟とは関係ないよ。

遠藤委員 わかりました。

皆川委員長 この資料要求に対して御意見ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員 関連して素朴な質問させてもらいたい。鑑定評価書、意見書などいろいろ出ているけれど、当初、原告が訴訟を起こしたときに、原告が訴えたときの鑑定書があってしかるべきだと思うけれど、途中から県の鑑定書、意見書が原告側の鑑定書になっているよね。原告側の訴訟のときの鑑定書は県に提出されていますか。それはどういう証拠書類で、いつ出されているのか教えてください。

小澤資産活用課長 原告側からは鑑定という形で、請求の金額の根拠となるものとして、鑑定

評価書は証拠としては提出されておられません。

白壁委員 訴訟を起こすに当たり、金額を把握しないとならないから、じゃあ意見書か何かで出ているのか。

小澤資産活用課長 鑑定士の関与があった意見書というもので提出はされておませんが、路線価、公示価等から引用した形で試算をした結果、これをもって77億円という請求額を請求しているものと理解しております。

白壁委員 つまり、鑑定士の関与のもとに、想定でざっくりこのくらいだからこれで出したと。その裏づけ根拠をつくっているのが県ということだ。だって県が鑑定書を取っているじゃない、嶋内鑑定士から。その前にもいろんな人がいるけれど、普通は原告が鑑定書を取って、それで、こういう根拠のもとにこうやって訴訟を起こす。今度それに対して、いや、そんなことありませんよって県が訴訟、鑑定書を取るのが普通だよ。それでだんだん争っていったり、補助参加人が私たちも鑑定書を取りますってやっていくのが普通だよ。もしくは意見書だ。だけど、こんなに鑑定書、意見書が100万円だ600万円だ、その前700万円だ300万円だ、いっぱい出てくると、この裁判はどこと争っているの。原告の根拠を我々が立証しているみたいに思えて仕方がないけれど、これは私の勘違いでしょうか。

小澤資産活用課長 住民訴訟でございますので、住民個人が県の会計行為について疑義がある場合に執行されるものであります。個人でやられるものですので、やはり600万円、500万円という金額がかかるものですので、個人としてできる範囲の試算をしたもので、主張されたものと理解しております。

なお、我々のほうで鑑定を取ったのは、第15回資料要求7にありますように、知事から、この住民訴訟の意義を踏まえて予断なく真実追求に努めろと、こういった指示を受けまして、9月10日に改めて鑑定意見書を取って、我々の今のやり方が正しいのかどうか、予断なく検証した結果、従前のやり方にちょっと疑義が出るとのことでございますので、その後、鑑定等を取って証拠として提出したと、こういう流れになっております。

飯島委員 時間も押してきましたので、端的に伺いたいと思います。

この中間報告書ですが、当然ながら6,600万円の成果物と、とてもとうとい資料と感じて、私を初めこの委員会の皆さんも読んでいると思います。きょうもいろんな議論がありましたけれども、私もいろんな委員の指摘に、そうだなと思うところもありますけれども、やっぱりこの内容について不安を感じると、渡辺委員と全く私も同様です。

具体的に言うと、繰り返しになりますけれども、例えば富士急行に対しての有価証券報告書がこの期間ないと。歴代知事にはしているにもかかわらずヒアリングもしていない。それで小越委員も指摘しましたがけれど、同じような情報を違う場面の資料に入れている。それが全く悪いということはいいませんけれども、果たしてこの精度が高いかどうかと、とても疑問に思うわけです。

ですから、改めて県には、有能で見識があって山梨県にはこんな弁護士はいないと言い切ったこの3人の弁護士による検証委員会の6,600万円が全く適正で間違いなく、自信を持った報告書かどうかをまずお伺いしたいと思います。

眞田行政経営管理課長 繰り返しになりますが、この中間報告書におきましては、住民訴訟においては平成9年度からのことがただされているわけでありますけれども、その期間だけではなく、そもそもこの県有地の歴史というものをひもとかなければ、しっかりとした検証ができないということで、膨大な資料に基づき事実確認をした結果、この中間報告書がまとめられております。なおかつ、県の主張を裁判、住民訴訟で展開するべく準備書面にも生かされております。この準備書面に生かされているこの中間報告書については、適切な内容であると認識しているところでございます。

飯島委員 明快にお答えしていただけなかったもので、私のほうで、この中間報告書については、お支払いした6,600万円に全く値すると、そういう答弁をいただいたと解釈します。

そうとなると、私はとんでもないと思います。はっきり申し上げて県の認識を疑います。じゃあお願いがあります。入手できなかった昭和41年度から昭和45年までの富士急の有価証券報告書、県で入手してください。

眞田行政経営管理課長 訴訟の追行の状況によって、そこは判断したいと考えております。

飯島委員 おかしいと思いますよ。大事なデータ、情報です。訴訟と全く関係ないと思います。申し訳ないですけど、訴訟という名前を隠れみのにしてエクスクルーズしていると思います。だってこの昭和41年から昭和45年以外の有価証券報告書はあるのに矛盾するじゃないですか。ぜひ県で入手してくださいよ。

眞田行政経営管理課長 ここで一番重要になってまいりますのは、訴訟追行上の状況を踏まえないければなりませんので、そのときの訴訟追行の状況を重視しながら、必要に応じて対応を図ってまいりたいと考えています。

飯島委員 もう時間がないので最後に聞きます。皆さんが言っている、こういう精度の高い成果物をつくってきたこの有能な弁護士たちに再度お願いする気持ちがあるかどうか。

市川総務部長 このお三方は検証委員会の委員になっておりますので、残された期間の中で必要に応じて開催していくに当たっては、引き続きこのお三方にお願いしたいと思ってございます。

飯島委員 この検証委員会でいろんな発言がありましたけれど、本当に県民は、このコロナ禍で仕事もやめなきゃいけない。店も閉めなきゃいけない。何で6,600万円を優先するのか。それでいい成果物が出たらいいですよ。先ほど白壁委員も言いましたが、僕らは県民の代弁者で報告義務もあります。いい報告書が出たよ。県の言うとおりの。検証委員会の言うとおりの。安心してくださって言えないですよ。言えますか。

市川総務部長 コロナ禍の中で、きちんと県民の皆様の安心安全につながる施策を打ち出していくと。これは当然のことながらやっていきたいと思っておりますし、県としても最大限の努力をしているところでございます。

一方で、県有地のあり方についても適正な形でやって県民の理解を求めなければいけないと。まさにこの住民訴訟の中でそういうことは問われているわけですから、今回中間報告書という形で検証委員会がまとめたものについては、

住民訴訟の中できちんと使いながら、県としての主張を展開していくことによって、県民の皆様の御理解をいただきたいと、このように考えております。

皆川委員長 時間が来ましたので、まだ意見がある人はあと何人いますか。この件に関してまだありますか。まだあるようでしたら次回にします。次回継続してやりま
すので、きょうはこの件に関する質疑を一旦中断いたしまして、これをもって
本日の審議を終了いたします。

その他 ・本件に関する今後の審査日程等の決定は委員長に一任された。

以 上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖